

平成28年第1回定例会（2月議会）
所管事項審査関係資料

平成28年2月24日
総務部

【所管事項】

- 資料1 東京電力株式会社に対する損害賠償請求（第三次・第四次）の状況
について
(総務課)
- 資料2 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（案）の概要について
(人事課)
- 資料3 男鹿市における公金着服問題について
(税務課)
- 資料4 秋田県防災・減災行動計画（案）について
(総合防災課)
- 資料5 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定調査結果
について
(総合防災課)
- 資料6 秋田県国土強靱化地域計画の策定について
(総合防災課)

東京電力株式会社に対する損害賠償請求 (第三次・第四次) の状況について

平成28年2月24日
総務課

東京電力株式会社に対して行った損害賠償請求(第三次・第四次)のうち、平成28年2月2日付けで次の項目の受領について合意した。

1 請求したもののうち受領したもの

・放射線・放射能の監視測定	93千円
・県内農畜産業への緊急支援対策	11,543千円
合 計	11,636千円

※金額は、千円未満切り捨て

※ その他の請求項目については協議を継続中(詳細は別紙のとおり)

(参考：損害賠償請求の全体状況)

区分	請求時期	対象経費	請求額	受領額	未受領額
一次	H24. 7月	H22・23年度分(物件費)	1億7,815万円	4,198万円	3億8,000万円
二次	H24. 10月	H22・23年度分(人件費)	2億4,383万円		
三次	H25. 10月	H24年度分 (H23年度分を一部含む)	1億6,172万円	1,163万円	2億6,543万円
四次	H26. 10月	H25年度分 (H24年度分を一部含む)	1億1,534万円		
合 計			6億9,905万円	5,361万円	6億4,543万円

※金額は、1万円未満切り捨て

※ 第一次、第二次損害賠償請求に対する未受領額3億8,000万円並びに遅延損害金については、原子力損害賠償紛争解決センターへあっせん申立中

東京電力株式会社への損害賠償請求（第三次・第四次）の状況

(単位:円)

請求項目	請求額	受領額	未受領額
総額	277,068,355	11,636,833	265,431,522
(内訳)			
1 県が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害	2,501,169	0	2,501,169
(1)放射線・放射能の監視測定 ・流域下水道汚泥調査 等	510,720	0	510,720
(2)逸失利益 ・牛の販売額の減収	1,990,449	0	1,990,449
2 県が被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合	109,963,049	11,636,833	98,326,216
(1)放射線・放射能の監視測定 ・J A等が実施する農畜産物放射能測定への補助等	33,252,854	93,000	33,159,854
(2)県内農畜産業への緊急支援対策 ・無利息で肥育牛預託を行うJ A等への利子補給 ・農家に緊急的に運転資金を融資するJ A等への利子補給 等	57,205,779	11,543,833	45,661,946
(3)災害廃棄物の広域処理支援 ・受入廃棄物の放射線量測定委託費 等	16,201,430	0	16,201,430
(4)その他 ・測定値公開ウェブページの作成費 等	3,302,986	0	3,302,986
3 人件費 (県職員 242名)	164,604,137	0	164,604,137

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(案)の概要について

平成 28 年 2 月 24 日
人 事 課

1 策定趣旨

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)に基づき、「特定事業主行動計画」(県が特定事業主として実施する女性活躍推進のための取組に関する計画)を策定する必要がある。

2 対象職員

知事部局、公営企業、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の職員。

3 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度(5 年間)

4 現状と課題

(1) 法律に基づく現状把握

- ① 採用職員に占める女性職員の割合
26.2% (H27) ※ 職員全体に占める女性職員の割合 17.6% (H27)
- ② 男女の平均継続勤務年数の差異
4.8 年(男性 20.7 年、女性 15.9 年) (H27)
- ③ 管理職員(本庁課長級以上)に占める女性職員の割合
4.8% (H27) ※ 知事部局 5.1% (H27)
- ④ 各役職段階に占める女性職員の割合
主幹級 10.7%、副主幹級 13.9%、主査級 19.1%、主任級以下 31.6% (H27)
- ⑤ 職員 1 人当たりの各月ごとの超過勤務時間
8.3 時間(8 月) ～ 11.7 時間(3 月) (H26)
- ⑥ 男女別の育児休業取得率
男性 5.3%、女性 95.5% (H26)
- ⑦ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率
配偶者出産休暇 81.6% (H26)
配偶者の出産に係る子の養育休暇 39.5% (H26)

(2) 課題

- ・ 職員全体に占める女性職員の割合が低いことから、多様な人材を確保する観点でその割合を拡大する必要がある。
- ・ 男性職員の育児休業等の取得率が低い水準にあることから、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを一層進める必要がある。
- ・ 管理職員に占める女性職員の割合が低いことから、計画的な育成を図り、積極的な登用につなげていく必要がある。

5 主な取組と数値目標

(1) 職員に占める女性割合の拡大

【主な取組】

- ・ 職員採用パンフレットにおける仕事と家庭生活の両立事例等の紹介
- ・ 女性受験希望者を対象とした採用説明会の開催やインターンシップの実施
- ・ 短大卒業程度試験や勤務エリアを限定した「地域枠」試験の実施

【数値目標】

- ・ 採用試験受験者に占める女性の割合 H32 40% (H27 35.2%)

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

【主な取組】

- ・ 子育て支援制度をまとめたハンドブックによる制度の周知
- ・ 子どもの誕生を控えた男性職員とその上司に対する特別休暇の取得の推奨
- ・ テレワークの試行等職員ニーズを踏まえた新たな働き方の研究

【数値目標】

- ・ 男性職員の育児休業取得率 H32 10% (H26 5.3%)
※ 子育て支援のための行動計画 (H27~H31) で定める数値目標 (5%) は今後改定
- ・ 配偶者出産休暇取得率 H32 90% (H26 81.6%)
- ・ 配偶者の出産に係る子の養育休暇取得率 H32 50% (H26 39.5%)

(3) 女性職員の育成と管理職への登用

【主な取組】

- ・ 女性職員の班長職への登用や企画業務への配置等を通じた能力の向上
- ・ 女性中堅職員を対象にしたキャリアアップ等に関する研修の実施
- ・ 育児休業取得者の円滑な復帰に向けた職場との定期的な情報の共有

【数値目標】

- ・ 管理職員 (本庁課長級以上) に占める女性職員の割合 H32 10% (H27 4.8%)
- ・ 班長職に占める女性職員の割合 H32 10% (H27 8.8%)

(参考) 主なデータ

1 職員の年齢別・性別構成

H27.4.1 現在 (人)

区 分	20代以下	30代	40代	50代以上	合計
男 性	301	450	1,121	952	2,824
	70.0%	69.8%	85.8%	91.1%	82.4%
女 性	129	195	186	93	603
	30.0%	30.2%	14.2%	8.9%	17.6%
合計	430	645	1,307	1,045	3,427

2 各年度採用試験の受験者総数に占める女性の割合

(人)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H32年度
受験者	863	890	840	839	863	—
うち女性	300	295	267	249	304	—
女性割合 (%)	34.8%	33.1%	31.8%	29.7%	35.2%	40% (目標)

3 男性職員の育児休業取得実績

(人)

区 分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H32年度
対象者	99	81	76	67	76	—
育児休業取得者	4	3	2	2	4	—
取得率 (%)	4.0%	3.7%	2.6%	3.0%	5.3%	10% (目標)

4 管理職（本庁課長級以上）に占める女性職員の割合

(人)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H32年度
管理職総数	272	273	269	269	270	—
うち女性	13	11	11	10	13	—
女性割合 (%)	4.8%	4.0%	4.1%	3.7%	4.8%	10% (目標)

男鹿市における公金着服問題について

平成28年2月24日

税 務 課

1 男鹿市による調査結果 ※ 男鹿市「税務課職員公金着服事件調査委員会」

徴収年度	税 目 等	金 額
平成19年度 ～	国民健康保険税・固定資産税等 (うち時効完成後の徴収分等)	45,500,046円 (1,750,240円)
	うち市県民税分 (うち時効完成後の徴収分等)	4,784,740円 (252,200円)
平成27年度		

※ 時効完成後の徴収分等(1,750,240円)については、納税者に返還する必要がある。

2 個人県民税の払い込み

男鹿市は、個人県民税分(1,806,363円)について、平成28年3月31日に、県に払い込むこととしている。

3 その他

元課長に対し、男鹿市は、問題発覚当初に返還された193,800円を除く着服金45,306,246円及びこれに伴う遅延利息を損害賠償請求している。

秋田県防災・減災行動計画(案)について

平成28年2月24日

総合防災課

1 概要

- 平成26年3月に全面的な見直しを行った県地域防災計画の実効性を高め、地域防災力の更なる強化等を図る観点から、その実施計画として策定する。
- 災害対策基本法に定める事項や地域防災計画の修正内容を踏まえ、県・市町村等が重点的にかつ緊急に取り組むべき事項を対象とする。
- 計画期間(平成28～32年度)における防災・減災対策を着実に実施するため、県・市町村等の具体的な取組内容や目標(定量又は定性)を設定する。

2 これまでの経緯

- | | | | |
|-------|------|-----|---------------------------|
| 平成27年 | 6月～ | 9月 | 各市町村の実態調査及び意見交換の実施 |
| | 10月～ | 11月 | 意見交換等を踏まえた県及び市町村の取組目標の設定 |
| | | 12月 | 計画素案の策定、県議会への提出 |
| 平成28年 | 1月 | | パブリックコメントの実施、県防災会議からの意見聴取 |

3 計画策定後の対応

- 毎年度、県、市町村等の計画達成状況の点検・分析を行い、取組の着実な実施を確保する。
- 市町村防災担当課長会議等の場を活用し、計画の着実な実施を引き続き要請する。
- 各市町村のヒアリングを実施、各年度における取組事項について、他団体の特徴的な取組を紹介するなど、きめ細やかに支援する。

秋田県防災・減災行動計画（案）の概要

1 計画の内容

- 秋田県地域防災計画の実施計画として位置づけられるもので、同計画の実効性を高め、地域防災力の更なる強化を図ることを目的に策定
- 計画期間における防災・減災対策を着実に推進するため、防災・減災の目標を設定するとともに具体的な取組内容や達成すべき目標（定量又は定性）を明示
- 対象とする取組は、災害対策基本法に定める事項や最近の地域防災計画の修正内容を踏まえ、県・市町村等が重点的かつ緊急に取り組むべき事項
- 施策の方向性を明確にするため、多岐にわたる取組事項を、4つのテーマに体系化

2 防災・減災の目標

- 地震・津波災害による人的・物的被害を最小化する。
- 台風や豪雨による水害・土砂災害及び火山噴火災害等による人的被害をゼロに近づける。

3 計画期間と進行管理

- 計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間
- 毎年度、達成状況の点検・評価を行い、計画の確実な実施を確保



テーマ1 災害に強いまちづくり

インフラの長寿命化、住宅・学校・病院等の建築物の耐震化、上下水道、港湾漁港施設等のライフラインの耐震化、土砂災害・雪害対策等
⇒県・市町村等が実施するハード対策



テーマ2 災害対応力の強化

情報伝達手段の多様化、ハザードマップの作成、避難勧告等発令基準の策定等、災害発生時の住民避難対策、火山防災対策の強化等
⇒県・市町村等の災害対応



テーマ3 地域防災力の強化

自主防災組織の充実・強化、災害救助用物資の備蓄・供給体制の整備、防災意識向上に向けた地域住民の取組等
⇒地域住民等による自助・共助の取組



テーマ4 消防力の強化

常備消防力、消防団の充実・強化、消防防災航空隊の機能強化、消防学校における教育訓練の充実等
⇒県・市町村等による公助の取組

取組目標の設定

主な取組目標

○多数の住民等が利用する建築物の耐震化率
平成26年度【88.0%】⇒32年度【95%】

○業務継続計画（BCP）策定市町村数
平成27年度【9】⇒32年度【25】

○避難勧告等判断・伝達マニュアル策定市町村数
水害：平成27年度【12】⇒32年度【25】
土砂災害：平成27年度【12】⇒28年度【24】

○土砂災害警戒区域の指定率
平成27年度【45%】⇒31年度【100%】

○災害に備え食料等を備蓄している県民の割合
平成27年度【45.5%】⇒32年度【70%】

○自主防災組織の組織率
平成27年度【70.5%】⇒32年度【83.9%】

○消防団員の条例定数充足率
平成27年度【89.0%】⇒32年度【96.8%】

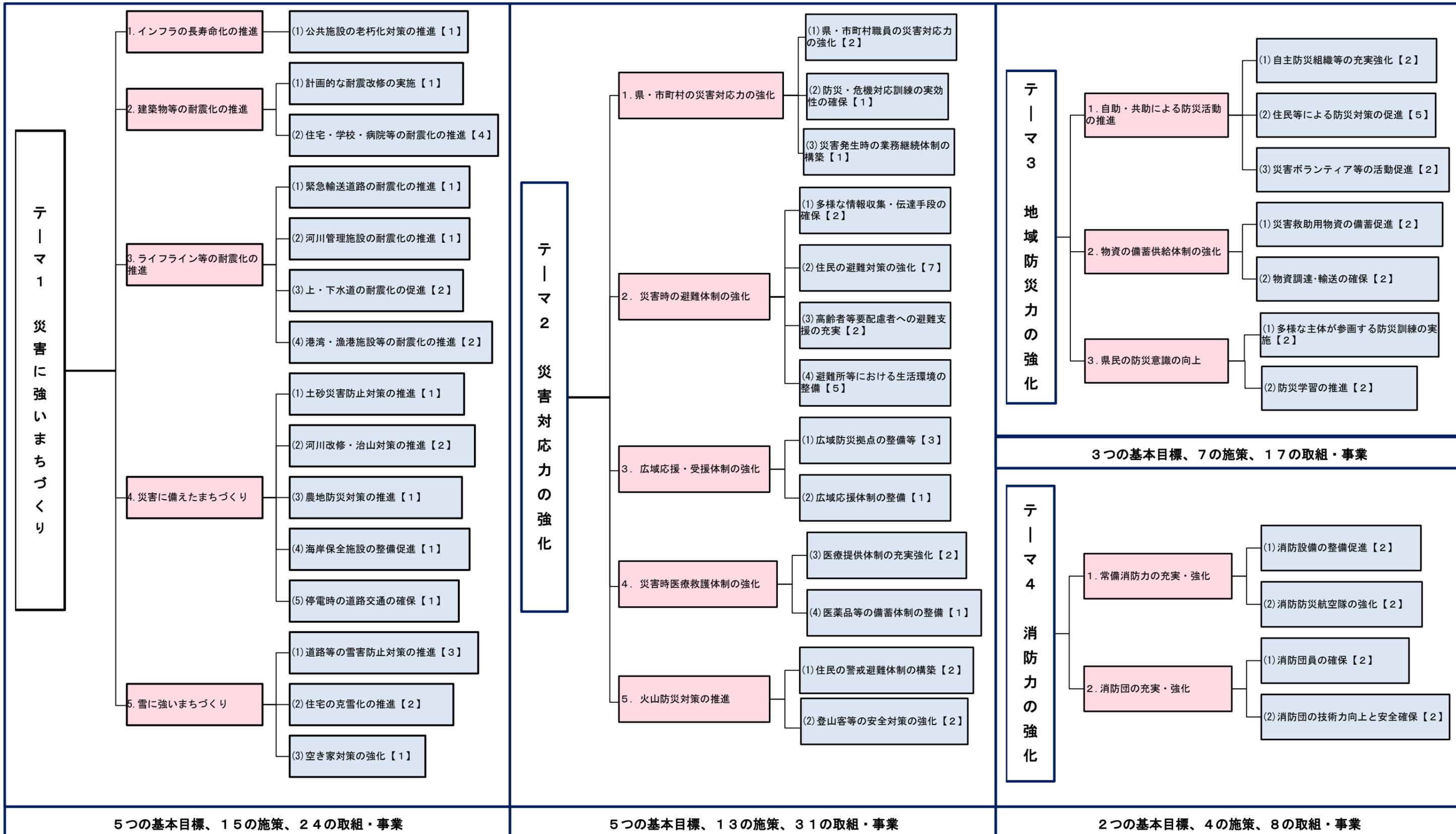
計画の推進にあたって

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担と連携
- 地域住民と県・市町村・防災関係機関の協働

計画に掲げる取組を着実に実施し
県民の安全・安心を確保

計画の施策体系

4つのテーマ、15の基本目標、目標を達成するための39の施策、80の取組・事業で構成



※桃色の着色は「基本目標」、水色は「施策」、【 】内は取組・事業の数を示す。

秋田県防災・減災行動計画 (案)

平成28年2月
総務部総合防災課

目 次

I	はじめに	
1	本計画の位置づけ	1
2	本計画策定の経緯	1
II	計画の概要	
1	防災・減災の目標	2
2	計画の対象とする取組	2
3	計画の施策体系	3
4	計画期間と進行管理	3
5	計画の推進にあたって	4
III	テーマごとの施策・事業	
	テーマ1 災害に強いまちづくり	
1	インフラの長寿命化の推進	6
2	建築物等の耐震化の推進	7
3	ライフライン等の耐震化の推進	12
4	災害に備えたまちづくり	18
5	雪に強いまちづくり	25
	テーマ2 災害対応力の強化	
1	県・市町村の災害対応力の強化	34
2	災害時の避難体制の強化	38
3	広域応援・受援体制の強化	54
4	災害時医療・救急体制の整備	58
5	火山防災対策の推進	60
	テーマ3 地域防災力の強化	
1	自助・共助による防災活動の促進	66
2	物資の備蓄・供給体制の強化	75
3	県民の防災意識の向上	79
	テーマ4 消防力の強化	
1	常備消防力の充実・強化	84
2	消防団の充実強化	89
IV	各市町村の取組目標	93
	別紙「計画の対象とする取組・事業一覧」	123

I はじめに

1 本計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により、本県の防災対策の大綱を示す基本計画として策定している「秋田県地域防災計画」（以下、「県地域防災計画」という。）の実施計画として位置づけられるもので、地域防災計画の実効性を高め、地域防災力の更なる強化を図ることを目的としております。

計画では、防災・減災の目標を設定するとともに、対策を着実に実施するため、具体的な取組内容と計画期間内に達成すべき目標（定量又は定性）を定めております。

2 本計画策定の経緯

「地震防災対策特別措置法」の規定及び県議会の総合防災対策調査特別委員会の提言を受け、平成26年3月に修正した地域防災計画において、地震発生時の人的、経済的被害の軽減のため、今後取り組むべき目標を掲げた「地震減災行動計画」を策定する旨を定めました。

その後、県内外において土砂災害や風水害等が頻発していることを踏まえ、計画の対象を地震に限らず、これらの各種災害へのハード及びソフト対策を包摂した県地域防災計画の実施計画として本計画を策定することとしました。

【参 考】

○地震対策特別措置法（抜粋）

（地震防災対策の実施に関する目標の設定）

第一条の二 災害対策基本法（略）第四十条に規定する都道府県地域防災計画（略）において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標（略）を定めるよう努めるものとする。

○総合防災対策調査特別委員会調査報告書（平成25年3月）（抜粋）

提言6 1 減災計画の策定

今後、本県で発生が予想される災害について、その被害を少しでも小さいものとするため、減災計画を策定することを提言いたします。

- （1）期間を定め、数値化された減災目標を設定すべきであること。
- （2）減災目標達成のため、自助、共助、公助が連携し、それぞれの立場でハード、ソフトの面から様々な取組とその目標を設定する必要があること。

II 計画の概要

1 防災・減災の目標

計画における防災・減災の目標は次の2項目とします。

●地震・津波災害による人的・物的被害を最小化する。

- ・地震・津波災害は大規模災害であり、人的・物的被害の発生を完全に防止することは不可能です。そのため、目標を、災害時の被害を最小限にとどめる「減災」の考え方にしたいが、**「人的・物的被害を最小化する」と**します。

【参 考】県地域防災計画における海域ABC3連動地震による被害想定

- ・人的被害 死者12,606人、負傷者14,332人（冬の深夜）
- ・物的被害 家屋 全壊60,741棟、半壊82,241棟

●台風や豪雨による水害・土砂災害及び火山噴火災害等による人的被害をゼロに近づける。

- ・水害や土砂災害等については、住民等への情報伝達や避難対策の充実・強化等を図ることにより人的被害の発生を未然に防止することは十分可能です。そのため、これらの自然災害については、目標を「防災」の考え方にしたいが、**「人的被害をゼロに近づける」と**します。

2 計画の対象とする取組

計画は、県地域防災計画に掲げる各項目のうち、災害対策基本法に定める事項や県地域防災計画の修正内容を踏まえ、今後、重点的かつ緊急に取り組むべき事項を対象とし、それぞれの具体的な取組・事業を掲げております。

また、実施計画として、施策の方向性を明確にするため、多岐にわたる取組・事業を、次の4つのテーマに整理しました。

なお、計画では、県全体としての防災・減災対策の強化を図る観点から、県の取組に加え、基礎的な自治体として対策実施の責務を有する市町村や地域住民等の取組についても対象としております。



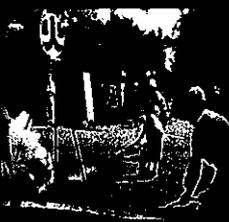
テーマ 1 災害に強いまちづくり

・インフラの長寿命化、建築物・ライフラインの耐震化、土砂災害・雪害対策等、行政が実施するハード対策



テーマ 2 災害対応力の強化

・情報伝達手段の多様化、避難勧告の発令等災害発生時の住民避難対策、火山防災対策の強化等、行政側の災害対応



テーマ 3 地域防災力の強化

・自主防災組織の充実・強化、物資備蓄・供給体制の整備、防災意識の向上に向けた地域住民の取組の促進等、自助・共助の取組



テーマ 4 消防力の強化

・常備消防力、消防団の充実・強化、消防学校における教育訓練の充実等、公助の取組

3 計画の施策体系

計画は、4つのテーマに体系化した15の基本目標、基本目標を達成するための39の施策と80の取組・事業で構成しております。（別紙「計画の対象とする取組・事業一覧」参照。）

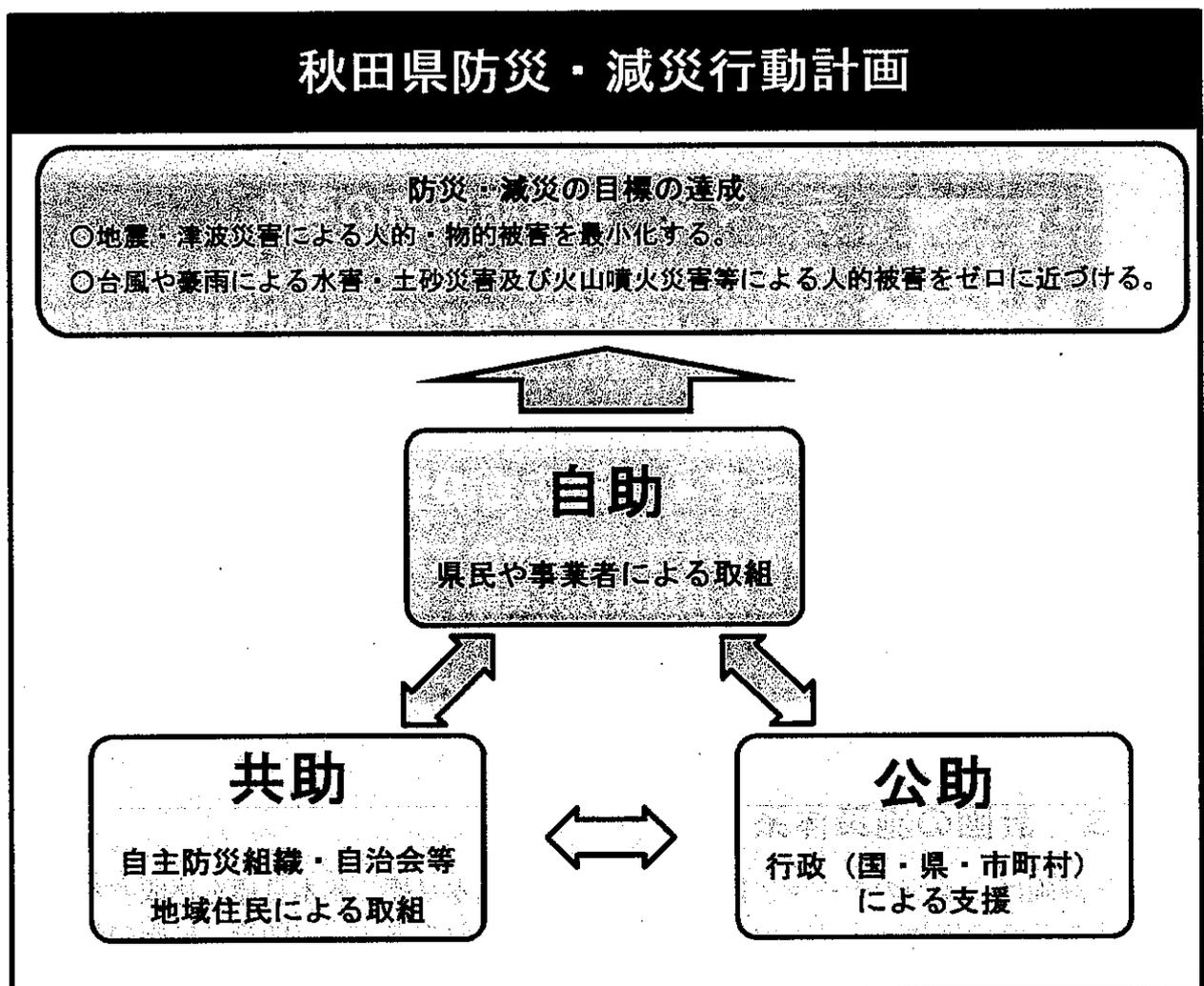
4 計画期間と進行管理

計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。計画に掲げた取組目標については、毎年度、達成状況の点検・評価を行い、取組の着実な実施を確保してまいります。

5 計画の推進にあたって

災害発生時の人的・物的被害を最小化するためには、県民等が自らの安全を自らが守る「自助」、地域住民が互いに支え合う「共助」、県や市町村、防災関係機関による「公助」の適切な役割分担と、緊密な連携が不可欠です。

防災・減災の目標達成に向け、県をはじめ、市町村、国、関係機関、地域住民等の協働のもと、計画に掲げるハード・ソフトの各取組を着実に実施し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。



テーマ 1 災害に強いまちづくり

インフラの長寿命化、住宅等の建築物や上・下水道、港湾・漁港施設等のライフラインの耐震化、土砂災害防止対策、河川改修・治山対策、雪害防止対策等のハード対策を推進し、県民生活の安全・安心を確保します。

【基本目標 1】インフラの長寿命化の推進

「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的な維持管理・更新等により公共施設の老朽化対策を推進します。

【基本目標 2】建築物の耐震化の推進

「耐震改修促進計画」を策定し、住宅、学校、病院など多数の住民が利用する施設や災害時の防災拠点となる公共建築物等の耐震化を推進します。

【基本目標 3】ライフライン等の耐震化の推進

緊急輸送道路の橋梁、堤防等の河川管理施設、上水道や流域下水道施設、港湾施設等の耐震化を推進します。

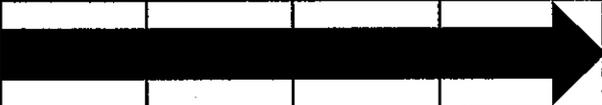
【基本目標 4】災害に備えたまちづくり

土砂災害の防止対策、河川改修・治山対策、老朽化した農業用ため池の整備等の農地防災対策、海岸の高潮対策を推進するとともに、交通信号機の滅灯対策を実施し停電時の安全で円滑な道路交通を確保します。

【基本目標 5】雪に強いまちづくり

道路の除雪対策や雪崩防止対策、道路標識の大型化、住宅の克雪化や雪下ろし中の事故防止等の雪害防止対策を推進するとともに、危険な空き家の除却の実施等、空き家対策を強化します。



基本目標	1. インフラの長寿命化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 公共施設の老朽化対策の推進		第2編	第1章	第15節		
取組・事業	①公共施設の計画的な維持管理・更新の実施		公共施設災害予防計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	財産活用課、市町村課				
<p>【目的】</p> <p>公共施設及びインフラ施設の老朽化が進行している現況を踏まえ、施設の更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理する「公共施設等総合管理計画」を策定し、サービスの適正化や管理コストの縮減等を図りながら、県民の安全・安心を確保する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県・市町村】</p> <p>○公共施設等の長寿命化 施設の点検・診断を効率的に実施し、機能保全や安全確保の支障となる劣化・損傷を未然に防止するための「予防保全型管理」を行う。</p> <p>○公共施設の統廃合 劣化が進んだ遊休施設等で、今後の利用が見込めない施設は、事前防災の観点から早期の除却処分等を行う。</p> <p>【県】</p> <p>○県は、この目標を達成するため、「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会（仮称）」を設置し、県内市町村の計画策定に関わるサポートを実施する。</p> <p>○また、県内に所在する施設の総体的なフォローアップを図るため、共同管理や共同設置等効率的な管理に向けた包括的な協議を行う。</p> <p>※なお、本計画決定後、個別施設ごとにその特性等を踏まえ「個別施設計画」を別途策定し、具体的かつ実効性のある長寿命化対策等を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成27年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 県及び県内3市で計画策定（予定）</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
公共施設等総合管理計画策定済み市町村数	—	3	25				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>○災害時、災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設に対し、水準の高い予防保全型管理が行われることにより、その機能維持が図られる。</p> <p>○災害発生時、十分な保全がなされていない遊休施設等は倒壊のリスクがあるが、除却処分を進めることにより、そのリスクを回避し、周辺住民の安全確保が図られる。</p>							

基本目標	2. 建築物等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 計画的な耐震改修の実施		第3編	第2章	第4節		
取組・事業	①耐震改修促進計画の策定		建築物災害予防計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	建設部建築住宅課				
<p>【目的】</p> <p>県及び市町村における耐震改修促進計画の策定により、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための基本的な方向性を示し、建築物の耐震化の目標を定めることで、効果的かつ効率的に建築物の耐震化の促進を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○「秋田県耐震改修促進計画（第2期計画）」を平成27年度末に策定する。</p> <p>○計画未策定の5町村における計画策定のほか、平成27年度末で計画期間が終了する市町村における計画（計画期間の延長も含む）の策定を支援する。</p> <p><計画期間> 平成28年度～平成32年度</p> <p>【市町村】</p> <p>○市町村耐震改修促進計画または第2期計画を策定する。</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 計画策定市町村 20市町村</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現込)	H28	H29	H30	H31	H32
耐震改修促進計画策定済み市町村数	20	20	➡				25
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>○耐震改修促進計画の策定により、耐震化の目標を定め、目標達成に向けた計画的な取組による耐震化の促進が期待される。</p> <p>○また、優先的に耐震化に着手すべき建築物の選定に加え、重点的に耐震化を促進すべき区域の検討等、地域の現状を踏まえた計画を市町村単位で策定することにより、地震発生時の建物利用者の安全確保と周辺地域への影響も軽減される。</p>							

基本目標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進	第3編	第2章	第4節
取組・事業	①住宅の耐震改修の促進		建築物災害予防計画	
実施主体	県・市町村	県の担当部局	建設部建築住宅課	

【目的】

「秋田県地震被害想定調査」（平成25年8月）において、人的被害の要因として建築物の倒壊によるものが約9割をしめると想定されており、生活の拠点である住宅の耐震化の促進により、地震発生時の県民の安全を確保する。

【内容】

○市町村による木造戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修に係る補助事業に対し、県においても、国と協調して補助を実施し、住宅の耐震化率の向上を図る。
 ○併せて、住民等に対して、耐震改修費用の減税措置（「耐震改修促進税制」）について、パンフレットの配布等により周知を図る。

＜実施（予定）時期＞

平成28年度～平成32年度

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

補助事業実施市町数 13市町

（秋田市、大館市、鹿角市、北秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、横手市、五城目町、美郷町）

※小坂町、三種町（町単独事業として住宅耐震化事業を実施）を除く。

	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
住宅の耐震化率	—	(集計中※)	➡				85%

※平成27年度（見込値）は平成27年度末に公表する予定である。

※定量目標は、「秋田県耐震改修促進計画(第2期計画)(案)」に掲げる目標値である。

【防災・減災の効果】

住宅の耐震化を促進することにより、地震発生時の住宅の倒壊が減少するとともに、倒壊に伴う人的被害の軽減が図られる。

基本目標	2. 建築物等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進		第3編	第2章	第4節		
取組・事業	②多数の住民等が利用する建築物の耐震改修の促進		建築物災害予防計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	建設部建築住宅課				
<p>【目的】</p> <p>多数の住民等が利用する施設で、地震による被害を受けた場合には、その用途・規模から、周辺地域への影響も大きいと懸念される建築物の耐震化を促進することにより、県民の安全を確保する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○特定建築物（※）のうち公共建築物（以下、「公共特定建築物」という。）は、災害時の防災拠点や避難所等の利用が見込まれることから、早急かつ確実な耐震化の促進を図る。</p> <p>○また、特定建築物のうち民間建築物についても施設利用者及び周辺地域への被害を防ぐため、耐震改修促進法による耐震診断義務付けの大規模建築物の耐震改修をはじめ、耐震診断及び耐震改修に対する啓発活動等により、耐震化の促進を図る。</p> <p>（※）体育館、病院、役場庁舎、ホテル等の建築物のうち、一定の規模、階数を有するもの。</p> <p>○市町村における公共特定建築物の耐震化事業 <実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度 <計画実施前年度（平成27年度）> 市町村における公共特定建築物の耐震化率 90.5%（平成26年度末）</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27（現込）	H28	H29	H30	H31	H32
特定建築物の耐震化率	88.0%	90%	91%	92%	93%	94%	95%
<p>※定量目標は、「秋田県耐震改修促進計画（第2期計画）（案）」に掲げる目標値である。</p> <p>【防災・減災の効果】</p> <p>特定建築物の耐震化を促進することにより、震災時の建築物の倒壊が減少するとともに、倒壊に伴う人的被害の軽減が図られる。</p>							

基本目標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進	第3編	第2章	第4節
取組・事業	③避難所として使用する学校等の耐震改修の推進	建築物災害予防計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局	教育庁総務課施設整備室	

【目的】

避難所に使用するなど、災害発生時の防災拠点となる学校等について、建物被害の軽減を図るため、耐震性の確保及び不燃化を計画的に実施する。

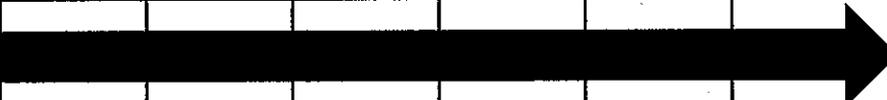
【内容】

【県】

- 学校等の耐震診断・耐震補強を実施する。
 <実施(予定)時期> 平成28年度～平成32年度
 <計画実施前年度(平成27年度)実績> 91.7%
- 学校等の非構造部材の耐震点検・落下防止対策を実施する。
 <実施(予定)時期> 平成28年度～平成32年度
 <計画実施前年度(平成27年度)実績> 100%
- 体育館等建設時において避難所機能を整備する。

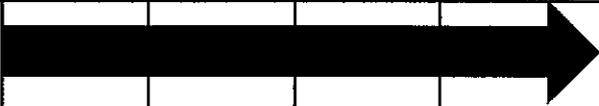
【市町村】

- 学校等の耐震診断・耐震補強の実施
- 学校等の非構造部材の耐震点検・落下防止対策の実施

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(県)	H28	H29	H30	H31	H32
建物の耐震化率(県) 【毎年度4月1日時点】	87.8%	91.7%	93.0%	95.0%	100%		
非構造部材定期点検の実施率	100%						

【防災・減災の効果】

- 学校等の非構造部材の耐震性確保により、災害発生後に避難所の使用が困難になる状況が回避できる。
- 非構造材の耐震性が確保されることで、児童生徒の日常生活の安全が確保される。

基本目標	2. 建築物等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進		第3編	第2章	第4節		
取組・事業	④地域中核病院の耐震改修の促進		建築物災害予防計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課				
【目的】							
災害時の医療救護活動の拠点となる医療機関の耐震性を確保する。							
【内容】							
<p>○県内13の災害拠点病院の耐震性を確保する。</p> <p>○現在、12病院が、新築や耐震改修により、新耐震基準に適合している。平成28年度に仙北市立角館総合病院が新築移転することにより、県内全ての災害拠点病院が新耐震基準に適合する。</p> <p><県内の災害拠点病院></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大館市立総合病院 2 かづの厚生病院 3 北秋田市民病院 4 能代厚生医療センター 5 秋田大学医学部附属病院 6 秋田県立脳血管研究センター 7 秋田厚生医療センター 8 秋田赤十字病院 9 由利組合総合病院 10 大曲厚生医療センター 11 仙北市立角館総合病院 12 平鹿総合病院 13 雄勝中央病院 							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
新耐震化基準適合災害拠点病院数	12	12	13				
【防災・減災の効果】							
災害拠点病院の耐震化を図ることにより、災害時における医療救護活動の提供体制が確保される。							

基本目標	3. ライフライン等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 緊急輸送道路の耐震化の推進		第3編	第2章	第5節		
取組・事業	①緊急輸送道路の橋梁耐震化の推進		公共施設災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部道路課				
【目的】							
<p>県が管理する橋梁について、従来の対症療法的な修繕から予防的な修繕へと転換し、長寿命化を図るとともに、大規模災害時における緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路区間内の橋梁に重点を置いて耐震化を推進する。</p>							
【内容】							
<p>○「秋田県橋梁長寿命化修繕計画」（計画期間：平成21年度～29年度）に基づき、県が管理する橋長15m以上の橋梁1,106橋について、計画的に対策工事を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成21年度～平成29年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
橋梁長寿命化対策実施割合（耐震補強含む）	25.9%	28.2%	48.3%	61.1%	-	-	-
【防災・減災の効果】							
<p>計画的な修繕・耐震化を実施することにより、大規模災害時の緊急輸送道路の機能が維持され、災害救助用物資の輸送や広域応援部隊の受け入れ等が円滑に行われる。</p>							

基本目標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 河川管理施設の耐震化の推進	第3編	第2章	第5節
取組・事業	①堤防耐震化に向けた調査の推進	公共施設災害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局		建設部河川砂防課
<p>【目的】</p> <p>津波の遡上の可能性がある河川において、堤防嵩上げや耐震化が必要となる区間を検討し、必要に応じて事業化するため、堤防の現況調査や地震時における沈下及び液状化に対する解析を推進し、整備計画を策定する。</p>				
<p>【内容】</p> <p>○津波の遡上の可能性がある河川における調査と耐震化等の検討を行う。</p> <p><実施（予定）時期> 平成23年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 地質調査、堤防背後地測量、堤防の沈下及び液状化に関する解析</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>平成32年度までに、堤防耐震化等に係る河川整備計画を策定する。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>想定される地震や津波に対して、堤防機能を確保するための整備計画を策定することで、次期計画における対策工の事業化及び効率化を図る。</p>				

基本目標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(3) 上・下水道の耐震化の促進	第3編	第2章	第5節
取組・事業	①上水道の施設の耐震化の促進		公共施設災害予防計画	
実施主体	県・市町村	県の担当部局	生活環境部生活衛生課	
【目的】				
<p>水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化を促進することにより、地域住民の社会生活基盤として、将来にわたり持続可能かつ強靱な施設を構築する。</p>				
【内容】				
【県】				
○市町村担当者研修会の実施				
市町村の担当者を対象とした研修会を開催し、水道施設の耐震化に資する施策等について情報を提供する。				
<p>＜実施（予定）時期＞</p> <p>平成28年度～平成32年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞</p> <p>年1回実施、参加者80人（予定）</p>				
【市町村】				
○水道施設の更新				
長期的な視点に立ち、国庫補助制度等を活用して耐震化対策を実施する。				
【定性的目標】				
市町村が実施する水道施設の更新事業等に対し、積極的に耐震性向上のための助言や指導を行うことで、県民生活の安全、安心の確保を図る。				
【防災・減災の効果】				
大規模災害時でも良質な水道水を安定供給することで、地域住民の水使用における不便、不安の解消を図るとともに、健康増進並びに疾病予防等、公衆衛生の向上に寄与する。				

基本目標	3. ライフライン等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(3) 上・下水道の耐震化の促進		第3編	第2章	第5節		
取組・事業	②流域下水道施設の耐震化の実施		公共施設災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部下水道課				
【目的】							
<p>下水道は、県民の暮らし、安全及び環境を守るとともに都市活動を支える根幹的社会基盤であることから、施設の耐震化を推進し、大規模な地震発生時においても継続的な污水处理機能を確保する。</p>							
【内容】							
○流域下水道施設の耐震化の推進							
下水道施設における施設の重要度や下水道における要求機能の優先度に応じて、管渠、ポンプ場及び処理場施設の耐震化を実施する。							
<p><実施（予定）時期> 平成16年度～平成32年度</p>							
<p><計画実施前年度（平成27年度）実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿角処理センター塩素混和池棟の耐震補強を実施。 ・臨海、大曲、横手処理区の管渠耐震診断により、耐震性能を確認。 							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
流域下水道処理場及びポンプ場施設の耐震化率	54%	55%	57%	59%	61%	63%	65%
流域下水道管渠の耐震化率	80%	81%	82%	83%	84%	85%	86%
【防災・減災の効果】							
<p>大規模な地震発生時においても継続的な污水处理機能が確保されるとともに、万一施設が破損した場合でも致命的な破損に至らず、速やかに最低限の機能回復が可能となることから、県民の衛生的な生活環境が確保される。</p>							

基本目標	3. ライフライン等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(4) 港湾・漁港施設等の整備促進		第3編	第2章	第5節		
取組・事業	①港湾整備、避難対策施設の整備事業の実施		公共施設災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部港湾空港課				
<p>【目的】</p> <p>大規模地震発災時に緊急物資や避難者等を輸送するため、耐震強化岸壁の整備を推進する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○耐震強化岸壁及び防災緑地の整備事業の実施</p> <p>大規模地震が発災した際に、発災直後から緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的とした、通常岸壁よりも耐震性能を強化した係留施設である耐震強化岸壁の整備を推進する。</p> <p>耐震強化岸壁は、背後の緑地等オープンスペースと一体となって、緊急物資の荷捌き・一時保管や、支援部隊のベースキャンプ等のための防災拠点となる。</p> <p><実施（予定）時期></p> <p>平成21年度～平成30年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現込)	H28	H29	H30	H31	H32
耐震強化岸壁数（累計）	1	1	1	1	2	2	2
<p>※県内の要耐震強化岸壁は3（秋田港2、能代港1）</p>							
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>耐震強化岸壁を整備することにより、</p> <p>○発災直後から、緊急支援物資の輸送ルートが確保される。</p> <p>○避難ルート及び自衛隊等の支援部隊の受け入れルートとして利活用できることから、広域応援の受け入れが円滑に行われ、被災者支援に寄与することができる。</p>							

基本目標	3. ライフライン等の耐震化の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(4) 港湾・漁港施設等の耐震化の推進		第3編	第2章	第5節		
取組・事業	② 漁港施設の老朽化・耐震化事業の実施		公共施設災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	農林水産部水産漁港課				
<p>【目的】</p> <p>○水産基盤施設の老朽化対策として、的確な老朽化診断に基づく施設の補修・改修により、施設の長寿命化や災害の未然防止を図る。</p> <p>○地震・津波や高潮・波浪などの災害に対して脆弱性を有する漁港において、災害発生後の漁業の継続や早期再開を図るため、係留施設等の耐震・耐津波等の機能強化により防災力の向上を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○水産物供給基盤機能保全事業の実施</p> <p>[老朽化対策]</p> <p>施設の老朽化診断結果に基づき、漁港の役割・施設の重要度等を勘案した機能保全計画を策定し、計画的に保全工事を実施する。</p> <p><実施時期></p> <p>平成22年度～平成32年度(第1次対策)</p> <p>県管理の海面8漁港で実施中(岩館、八森、北浦、畠、椿、平沢、金浦、象潟)</p> <p>[機能強化対策]</p> <p>平成26年度～平成27年度に実施している、県管理7漁港の主要な漁港施設の機能診断結果を踏まえ、国から示された「新たな技術的知見」を反映した耐震・耐津波対策を講じる。</p> <p>(岩館、八森、北浦、畠、椿、平沢、象潟) ※金浦漁港は防災拠点漁港として、耐震強化</p> <p><計画策定(予定)時期></p> <p>平成28年度～平成30年度</p> <p><事業実施(予定)時期></p> <p>平成29年度～平成33年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(見込)	H28	H29	H30	H31	H32
水産物供給基盤機能保全事業等[機能強化]の実施漁港数	0	0	0	1	2	4	6
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>漁港施設の老朽化・耐震化の対策を講じることにより、</p> <p>○施設機能の維持はもとより施設効果が強く発揮され、災害の未然防止、被害の最小化が図られる。</p> <p>○災害発生時の緊急物資の海上輸送や海上からのアクセスルートが確保され、漁港・漁村の防災機能の強化が図られる。</p>							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 土砂災害防止対策の推進		第2編	第1章	第14節		
取組・事業	①土石流、急傾斜地崩壊対策事業の実施		土砂災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部河川砂防課				
【目的】							
土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害防止施設を建設することにより、土石流やがけ崩れから人命・財産を保全し、安心・安全な地域の創出を図る。							
【内容】							
【県】							
○国直轄火山砂防区域外における砂防事業を実施する。							
<p><実施（予定）時期> 昭和8年度～</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 通常砂防事業 小沢 ほか6箇所 火山砂防事業 寺田大沢 ほか3箇所 急傾斜地崩壊対策事業 新処 ほか4箇所 総合流域防災事業 落合1号 県単砂防事業</p>							
【参考】国の取組							
○国直轄火山砂防区域における砂防事業を実施する。							
<p><実施（予定）時期> 平成元年度～</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 八幡平山系</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現込)	H28	H29	H30	H31	H32
土石流危険渓流整備率	16.3%	16.3%	17.5%	17.8%	—	—	—
急傾斜地崩壊危険箇所整備率	34.4%	34.6%	35.0%	35.3%	—	—	—
【防災・減災の効果】 ※定量目標は、「豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。							
土石流災害を防止・軽減することにより、被害想定区域内の人的被害及び建物等被害を最小化するとともに、交通ネットワーク、ライフライン等を保全する。							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 河川改修・治山対策の推進		第2編	第1章	第9節		
取組・事業	①河川改修事業の推進		水害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部河川砂防課				
<p>【目的】 河川改修事業を実施して河川の流下能力を向上させることにより、計画規模の降雨による洪水を防止し、安心・安全な地域の創出を図る。</p>							
<p>【内容】 【県】 ○一級河川の指定区間及び二級河川における河川改修事業を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 昭和35年度～</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 河川改修事業 床上浸水対策特別緊急事業 三種川 広域河川改修事業 芋川 ほか7河川 流域治水対策河川事業 新城川 ほか6河川 総合流域防災事業 福土川 ほか2河川 県単河川改良事業</p> <p>【参考】国の取組 ○国直轄河川管理区間における河川改修事業を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 昭和21年度～</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 雄物川、米代川、子吉川</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (拠込)	H28	H29	H30	H31	H32
河川整備率	45.7%	45.7%	45.8%	45.9%	—	—	—
<p>【防災・減災の効果】 ※定量目標は、「豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。 河川の流下能力を増大させ、一定量の降雨を安全に流下させることにより、洪水による浸水被害を防止・軽減し、浸水区域内の人的被害及び建物等被害を最小化するとともに、交通ネットワーク、ライフライン等を保全する。</p>							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 河川改修・治山対策の推進		第2編	第1章	第14節		
取組・事業	②山地災害、地すべり、山腹崩壊防止対策の実施		土砂災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	農林水産部森林整備課				
【目的】							
<p>山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、併せて水資源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。</p>							
【内容】							
<p>○治山事業の実施 山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設整備及び森林の保全機能強化のための森林整備を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 新規箇所数（保育事業を除く） 41箇所</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
治山事業新規箇所数 (保育事業を除く)	54	41	60	60	60	60	60
【防災・減災の効果】							
<p>治山事業の実施により、荒廃山地の復旧や荒廃危険地の崩壊等が未然に防止され、県民の生命・財産等の保全が図られる。</p>							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(3) 農地防災対策の推進		第2編	第1章	第9節・14節		
取組・事業	① 農村地域防災減災事業の推進		水害予防計画・土砂災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	農林水産部農地整備課				
【目的】							
<p>農業水利施設の補強・改修や農地地すべり対策を推進し、集中豪雨、大規模地震、地すべり等による農村地域の被害を防止・軽減することにより、県土の保全と安全・安心な地域づくりを図る。</p>							
【内容】							
<p>○集中豪雨や大規模地震によって損壊するおそれがある、又は、老朽化によって機能が低下している農業水利施設（ため池、頭首工、用排水機場、用排水路等）の補強・改修を実施する。</p> <p>○また、地すべり防止区域において、抑制工や抑止工などの地すべり防止施設を設置し、地すべり要因の低減、除去等により地すべりの安定化を図る。</p> <p>なお、ため池については、施設規模、下流への影響等を踏まえて耐震性を検討し、必要に応じ、貯水制限、監視強化等のソフト対策を組み合わせ実施する。</p>							
<p><実施（予定）時期> 昭和31年度～</p>							
<p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 10箇所</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値（※）				
	H26	H27（見込）	H28	H29	H30	H31	H32
老朽化した農業用ため池等の整備地区数	3	10	7	8	9	8	3
<p>※「目標値」・・・毎年定期的に実施している農業水利施設等の調査・点検を踏まえ、緊急性の高いものから順次整備していくことから、各年度の目標値は変動する</p>							
【防災・減災の効果】							
<p>農業水利施設の補強・改修や農地地すべり対策を計画的に推進することにより、集中豪雨、大規模地震、地すべり等による農村地域の被害が防止・軽減され、県土の保全と安全・安心な地域づくりが図られる。</p>							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(4) 海岸保全施設の整備促進		第2編	第1章	第10節		
取組・事業	①高潮対策、侵食対策事業の実施		海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部河川砂防課				
<p>【目的】</p> <p>海岸線もしくはその付近に海岸保全施設を建設し、冬季風浪や台風がもたらす波の力を軽減することにより、海岸侵食から国土や財産を保全し、安心・安全な地域の創出を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○港湾・漁港区域以外の海岸における侵食対策を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 昭和54年度～</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 海岸防災対策事業 海岸侵食対策事業 本荘海岸 ほか2箇所</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
海岸侵食対策の実施延長（※）	0m	50m	150m	250m	350m	450m	—
<p>※定量目標は、「社会資本総合整備計画」に掲げる目標値である。また「実施延長」は要対策保全延長891mのうち、計画期間における実施延長を示す。</p>							
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>海岸侵食を防止・軽減することで、侵食想定区域内の国土、建物等資産、交通ネットワーク、ライフライン等を保全する。</p>							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(4) 海岸保全施設の整備促進		第2編	第1章	第10節		
取組・事業	①高潮対策・侵食対策事業の実施		漁港施設災害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	農林水産部水産漁港課				
<p>【目的】</p> <p>漁港海岸保全施設の機能強化や老朽化対策により、津波、高潮及び波浪などの災害から、人命や財産を守るとともに国土を保全する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○漁港海岸保全施設整備事業の実施</p> <p>〔機能強化・老朽化対策〕</p> <p>海岸保全施設の機能診断を踏まえた、長寿命化計画を平成30年度まで策定し、計画的に機能回復と機能強化を図る。</p> <p><長寿命化計画の策定(予定)時期> 平成28年度～平成30年度</p> <p><老朽化対策の実施(予定)時期> 平成29年度～平成35年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (税込)	H28	H29	H30	H31	H32
漁港海岸保全施設整備事業〔機能強化・老朽化対策〕の実施漁港海岸数(累計)	0	0	0	1	2	3	4
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>漁港海岸施設の機能強化・老朽化対策を講じることにより、施設機能の維持はもとより施設効果が強く発揮され、災害の未然防止、被害の最小化が図られる。</p>							

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(5) 停電時の道路交通の確保		第2編	第1章	第27節		
取組・事業	① 停電時における交通信号機滅灯対策の推進		大規模災害停電対策計画				
実施主体	県	県の担当部局	警察本部交通規制課				
【目的】							
<p>災害発生時等の停電に起因する交通信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止し、災害発生時においても交通の安全の確保と円滑化を図る。</p>							
【内容】							
<p>○電池式信号機電源付加装置の整備</p> <p>災害発生時等停電時における交通信号機滅灯対策として、主要幹線道路等に設置されている重要な信号機に、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置98基、電池式信号機電源付加装置18基を整備済であるが、今後も更に対策を推進するため電池式信号機電源付加装置を整備する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 平成27年度実績なし</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
電池式信号機電源付加装置の整備累計数	18	18	25	32	39	46	53
【防災・減災の効果】							
<p>電池式交通信号機電源付加装置を整備することにより、災害発生時等停電時においても主要交差点等の交通信号機が点灯することで、安全で円滑な交通を確保し道路交通の混乱を防止するとともに、避難及び救援物資輸送経路等の確保につながる。</p>							

基本目標	5. 雪に強いまちづくり		地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進		第2編	第1章	第17節
取組・事業	①市町村との連携による効率的な除雪の実施		雪害予防計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局	建設部道路課		
【目的】					
<p>冬期間の積雪により、道路脇や歩道の雪が堆積し、道路交通や歩行空間に支障を来していることも多いことから、管理区分にとらわれず県と市町村でより一層の効果的な除雪の取組を図る。</p>					
【内容】					
<p>○県と市町村が道路の管理区分にとらわれず、相互に除雪機械を乗り入れ、効率的な除排雪を行う「除雪効率化モデル事業」を実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成25年度～平成29年度</p> <p><計画実施前年度（平成26年度）実績> 市町村管理道路を県が除雪 86.1km（52路線） 県管理道路を市町村が除雪 80.5km（51路線）</p>					
【定性的目標】					
<p>「除雪効率化モデル事業」等を通じ、関係市町村と連携し、効率的な除排雪を実施するよう努める。</p>					
【防災・減災の効果】					
<p>道路の管理区分に関わらず、市町村との連携のもと除雪を実施することにより、冬期における安全な道路網が確保される。</p>					

基本目標	5. 雪に強いまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進		第2編	第1章	第17節		
取組・事業	②雪崩防止柵等雪崩防止対策の実施		雪害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部道路課				
<p>【目的】</p> <p>本県には、雪崩危険箇所が多いことから、雪崩対策施設の整備により、冬期の道路交通の安全を確保する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○道路交通の安全を確保するため、雪崩防護柵等の雪崩対策施設を整備・更新する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成25年度～平成29年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現況)	H28	H29	H30	H31	H32
県管理道路の雪崩対策 累計施設延長	25.2km	25.4km	24.8km	25.2km	-	-	-
<p>※定量目標は、「豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げている目標値である。</p> <p>【防災・減災の効果】</p> <p>雪崩対策施設の整備により、利用者の安全性が向上するほか、通行止めを未然に防ぐことが出来る。</p>							

基本目標	5. 雪に強いまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進		第2編	第1章	第17節		
取組・事業	③道路標識の大型化		雪害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部道路課				
<p>【目的】</p> <p>冬期における視認性の向上を図るため、道路標識の大型化を進める。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○冬期における視認性の向上を目指した道路標識の大型化を推進する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成25年度～平成29年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 全県で10基設置（見込み）</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(見込)	H28	H29	H30	H31	H32
県管理道路における大型道路標識の累計基数	1,995基	2,005基	1,960基	2,020基	—	—	—
<p>※定量目標は、「豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。</p> <p>【防災・減災の効果】</p> <p>冬期における視認性の確保は重要であり、円滑な交通の確保、及び交通事故防止等が図られる。</p>							

基本目標	5. 雪に強いまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進		第2編	第1章	第17節		
取組・事業	④着雪防止型信号機の整備		雪害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	警察本部交通規制課				
【目的】							
積雪時においても、交通信号機の視認性を確保するとともに、降雪状況や路面状況を迅速に道路利用者に提供し、交通の安全の確保と円滑化を図る。							
【内容】							
○着雪防止型車両用交通信号灯器の整備 降雪時においても、交通信号機の視認性を確保するため、今後実施する車両用交通信号灯器の交換が伴う工事については、全ての工事において着雪防止型車両用交通信号灯器を設置整備する。							
○交通監視用カメラ及び交通情報板の整備 降雪状況や路面状況の情報収集を行うため、交通監視カメラを整備するとともに、収集した情報を迅速に道路利用者に提供するため、交通情報板を計画的に整備する。							
<p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> ○着雪防止型車両用灯器 618灯（未確定） ○交通監視用カメラ 1基新設 ○交通情報板 1基新設</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H32
着雪防止型車両用交通信号灯器累計数	2,173	2,791	3,031	3,271	3,511	3,751	3,991
交通監視カメラ累計数	30	31	32	33	34	35	36
交通情報板累計数	8	9	10	11	12	13	14
【防災・減災の効果】							
着雪防止型車両用交通信号灯器、交通監視カメラ及び交通情報板を整備することにより降雪時における交通信号機の視認性の向上や道路の迅速かつ適切な情報収集により交通事故防止につながる。							

基本目標	5. 雪に強いまちづくり		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住宅の克雪化の推進		第2編	第1章	第17節		
取組・事業	①克雪化住宅の普及促進		雪害予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	建設部建築住宅課				
【目的】							
雪下ろし作業中の事故等の雪害を未然に防止するため、既存住宅の克雪化を推進する。							
【内容】							
○雪下ろし作業の負担の軽減を図るため、県や市町村のリフォーム事業等を活用し、増改築・リフォームの際、屋根の形状や勾配等を無落雪型・自然落雪型・消融雪型にするなど、住宅の克雪化を促進します。							
<実施（予定）時期> 平成25年度～							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(現込)	H28	H29	H30	H31	H32
克雪化リフォーム実施件数	71	60	60	60	-	-	-
※定量目標は、「豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。							
【防災・減災の効果】							
既存住宅の克雪化により、積雪による倒壊、雪降ろし作業時の転落防止等の雪害を防止する。							

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住宅の克雪化の推進	第2編	第1章	第17節
取組・事業	②雪下ろし事故防止対策の推進	雪害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局		企画振興部地域活力創造課
<p>【目的】</p> <p>近年の豪雪により雪下ろし等除排雪作業中の事故が多発していることから、事故防止に向けた対策を講じることで、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保する。</p>				
<p>【内容】</p> <p>○県広報紙、チラシ、ポスター等による広報活動 県広報紙に安全な除排雪方法を掲載するほか、安全対策を呼びかけるチラシ、ポスターを配布・設置する。 <実施（予定）時期> 平成25年度～平成32年度 <計画実施前年度（平成27年度）実績> チラシ、ポスターは降雪前に、市町村、社協、ホームセンター、スーパー等へ配布・設置する。 県広報紙に安全な除排雪作業のポイント等を掲載する。</p> <p>○「雪害事故防止週間」の実施 「秋田県雪害事故防止週間」を設定し、様々な媒体を活用した広報や安全講習会等を実施し事故防止の周知を図る。 <実施（予定）時期> 平成25年度～平成32年度 <計画実施前年度（平成27年度）実績> 雪害事故が多発する1月下旬から2月上旬に「雪害事故防止週間」を設定する。</p> <p>○「雪による事故防止を考えるシンポジウム」の開催 安全対策の普及啓発を図るため、シンポジウムを開催する。 <実施（予定）時期> 平成25年度～平成32年度 <計画実施前年度（平成27年度）実績> 平成27年度は12月13日に開催する。</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>様々な媒体を活用した広報活動により、安全対策の徹底を呼びかけ、雪による事故防止に努める。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>様々な媒体を活用した広報活動や安全講習会のほか、シンポジウムを開催することで、県民の事故防止・安全対策に対する関心を高め、雪害事故の減少を図る。</p>				

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住宅の克雪化の推進	第2編	第1章	第17節
取組・事業	③-2 雪下ろし事故防止対策の推進	雪害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局		総務部総合防災課
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雪による事故発生状況等の情報を県民に発信するほか、事故の発生原因を分析し、的確な対策を講じる。 ○ 「雪下ろし注意情報」等の広報等を実施し、雪下ろしや除排雪時の事故防止を図る。 				
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雪による人的被害の情報発信と原因分析 冬期間の積雪状況や雪による被害状況等をWebサイト（美の国あきたネット）上に公表するほか、的確な安全対策を講ずるため、雪による人的被害状況を把握して、事故の発生原因を分析する。 <ul style="list-style-type: none"> ＜実施（予定）時期＞ 平成25年度～平成32年度 ＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 各地の積雪深（県内13地点）、雪による被害状況（人的被害・建物被害・農林水産関係）のほか、態様別、年齢別などに事故の発生原因を分析し公表 ○ 「雪下ろし注意情報」等の広報等の実施 雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、Webサイトや市町村防災行政無線により、「雪下ろし注意情報」を発表するなどし、注意を喚起する。 <ul style="list-style-type: none"> ＜実施（予定）時期＞ 平成25年度～平成32年度 ＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 平成26年度は、13回発表 				
<p>【定性的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雪による人的被害の情報発信と原因分析 雪による被害が発生した都度、被害状況を発表し、事故の発生原因を分析する。 ○ 「雪下ろし注意情報」等の広報等の実施 「雪下ろし注意情報」の発表基準に達した場合に、積極的に発表する。 				
<p>【防災・減災の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雪による人的被害の情報発信と原因分析 雪による被害状況とその発生原因の分析結果を把握し、的確な対策が講じられることにより、人的被害が減少する。 ○ 「雪下ろし注意情報」等の広報等の実施 過去の降雪量や翌日の最高気温の予想等から、「雪下ろし注意情報」の発表基準に達した場合に、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすいことを周知することで、作業を中止したり、注意をしたりすることにより、人的被害が減少する。 				

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施策	(3) 空き家対策の強化	第2編	第1章	第7節
取組・事業	①市町村による空き家対策の促進		雪害予防計画	
実施主体	県・市町村	県の担当部局	企画振興部地域活力創造課	
<p>【目的】</p> <p>所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、防災、防犯、景観等の面で問題が顕在化していることから、空き家対策の実効性を確保するため、市町村相互の情報提供や意見交換の場等を設け、市町村による適切かつ円滑な対応を促進する。</p>				
<p>【内容】</p> <p>○空き家対策市町村担当者会議の開催 市町村担当者及び県関係部局の担当者による会議を開催し、空き家対策に関する先進事例の情報交換や意見交換を行う。</p> <p><実施（予定）時期> 平成25年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 市町村の取組状況と課題、国等への要望等について、担当者会議を4回開催し、情報共有を図った。国の担当者による「空家等対策の推進に関する特別措置法」の説明会を開催した。</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村の行う「空家等対策計画」の策定やそれに基づく各種措置の実施に関して、空き家対策の情報共有や市町村相互間の意見交換の場を設けるなど、市町村による適切な空き家対策を支援する。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>空き家の適切な管理が行われることにより、危険な空き家が減少することから、地震や風害等の災害時の倒壊等が防止され、地域住民の安全が確保される。</p>				

テーマ 2 災害対応力の強化

情報伝達手段の多様化、避難勧告等発令基準の策定等の住民避難対策の強化、広域応援・受援体制の整備、火山防災対策等を推進することにより、県・市町村等の災害対応力を強化し、災害発生時の人的・物的被害の最小化を図ります。

【基本目標 1】 県・市町村の災害対応力の強化

市町村長や職員を対象とした研修等の実施やBCPの策定による業務継続体制の構築を図るとともに、実効性の高い防災・危機管理対応訓練を実施することにより、行政の災害対応力を強化します。

【基本目標 2】 災害時の避難体制の強化

多様な情報収集・伝達手段の整備や避難勧告等の発令基準の明確化、高齢者等への避難支援の充実等、住民の避難対策の強化を図るとともに、避難所等の生活環境を整備します。

【基本目標 3】 広域応援・受援体制の強化

災害発生時の広域防災拠点や後方支援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の計画的な整備を図ります。

【基本目標 4】 災害時医療・救急体制の整備

災害拠点病院への災害派遣医療チーム（DMAT）の配置等により医療供給体制の充実・強化を図るとともに、医薬品等の備蓄体制を整備します。

【基本目標 5】 火山防災対策の推進

火山ハザードマップの作成、避難計画の策定等により、住民の警戒・避難体制を構築するとともに、火山情報の伝達体制を整備し登山客等の安全対策を強化します。



基本目標	1. 県・市町村の災害対応力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 県・市町村職員の災害対応力の強化	第2編	第1章	第1節
取組・事業	① 県・市町村職員の災害対応実務研修の実施	防災知識の普及計画		
実施主体	県	県の担当部局	総務部総合防災課	
【目的】				
<p>○災害対策本部の設置運営や避難対策など、災害時に行政職員が行う業務について「災害対応実務研修」を実施し、県・市町村防災担当職員の災害対応力の強化を図る。</p> <p>○国主催の災害対策専門研修「防災スペシャリスト養成研修」に県職員を派遣し、災害対応の個別対策等の習得を図る。</p>				
【内容】				
<p>○災害対応実務研修の開催</p> <p>開催地 秋田市（県庁第2庁舎災害対策本部室）</p> <p>回数 1回（2日間）</p> <p>対象者 県危機管理専門員、市町村防災担当職員 等</p> <p>内容 災害対策本部の設置運営、避難所運営の実務に関する講義及びロールプレイング、ワークショップ形式の演習等</p> <p>＜実施（予定）時期＞</p> <p>平成26年度～平成28年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞</p> <p>1回</p> <p>○災害対策専門研修の実施</p> <p>研修名 内閣府主催「防災スペシャリスト養成研修」を受講</p> <p>研修先 東京都（2日間）</p> <p>派遣職員 県総合防災課職員</p> <p>＜実施（予定）時期＞</p> <p>平成26年度～平成28年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞</p> <p>2名派遣予定</p>				
【定性的目標】				
<p>継続的な研修の実施により、行政職員が災害時に対応すべき業務を習得する。</p>				
【防災・減災の効果】				
<p>県・市町村担当職員の災害対応力の強化により、災害時の混乱期であってもスムーズな本部運営や応急救助が可能となり、人的・物的被害の拡大が防止される。</p>				

基本目標	1. 県・市町村の災害対応力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 県・市町村職員の災害対応力の強化	第2編	第1章	第1節
取組・事業	②市町村長危機管理セミナーの実施	防災知識の普及計画		
実施主体	県	県の担当部局	総務部総合防災課	
【目的】				
<p>災害発生時・危機事案発生時の初動対応・応急対応の指揮を執る首長等を対象に、トップの役割や適切な対応について、セミナーを通じて学ぶことにより災害対応力の強化を図る。</p>				
【内容】				
<p>○秋田県市町村長防災危機管理ラボの開催 一般財団法人消防科学総合センターとの共催により、専門家を講師に招き、危機管理のノウハウを学ぶ。</p> <p><実施（予定）時期> 平成25年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 開催日：平成27年7月29日</p>				
【定性的目標】				
<p>災害や危機事案が発生した際に、首長等が的確に状況を判断し、住民の生命を最優先に避難行動等の指示・伝達を迅速かつ確実に行えるようにする。</p>				
【防災・減災の効果】				
<p>首長等の的確な判断と初動対応により、人的被害を最小限に抑えることが可能となる。</p>				

基本目標	1. 県、市町村の災害対応能力の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 防災・危機対応訓練の実効性の確保	第2編	第2章	第9節
取組・事業	① 県民防災の日訓練の実施		防災訓練計画	
実施主体	県	県の担当部局	総務部総合防災課	
<p>【目的】</p> <p>大規模災害発生時における「県災害対策本部事務局」としての初動対応を主体とした、より実地的な訓練を実施し、災害対策本部事務局員等の基礎的対応能力の向上を図る。併せて、防災関係機関との連携の強化及び防災意識の高揚を図る。</p>				
<p>【内容】</p> <p>昭和58年5月26日発生の日本海中部地震を契機として実施している「県民防災の日訓練」を継続して実施する。</p> <p>【訓練の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達訓練 ○シェイクアウト訓練 ○参集メール配信訓練 ○停電訓練 ○図上訓練 <p><計画実施前年度（平成27年度）実績></p> <p>平成27年度は5月26日午前7時、日本海を震源としたマグニチュード8.7、最大震度7の地震（海域ABC三連動）が発生したことを想定し訓練を実施した。</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>ブラインド方式の導入等、より実地的な訓練を継続して行うことにより、職員の災害時の対応能力の向上を図るとともに、災害対策本部事務局員等の基礎的対応能力の向上を図る。併せて、各市町村、防災関係機関との連携の強化と県民の防災意識の高揚を図る。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>毎年度、県民防災の日に訓練を行うことにより、災害対応力の強化と県民の防災意識の高揚が図られる。</p>				

基本目標	1. 県・市町村の災害対応力の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(3) 災害発生時の業務継続体制の構築		第3編	第2章	第9節		
取組・事業	①BCP業務継続計画の策定		行政機能の維持・確保計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>「業務継続計画」を策定し、大規模な災害発生時において、行政が被災し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等の資源が制約された状況下にあっても、非常時の優先業務を発災直後から実施できるようにする。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を非常時優先業務として特定するとともに、当該業務に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、当面可能な補強・代行手段等を明確にした「業務継続計画（BCP）」を策定する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 平成26年度に2市が策定済。平成27年度末までに7市町村が策定予定。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (概数)	H28	H29	H30	H31	H32
BCP策定済み市町村数	2	9	13	18	19	19	25
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大規模災害発生時においても、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられるようになる。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 多様な情報収集・伝達手段の確保	第2編	第1章	第4節
取組・事業	①防災行政無線、登録制メール等の活用	災害情報の収集伝達計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

【目的】

- 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時に、気象情報や避難勧告等の災害情報を住民等に確実に伝達し、早期避難等に資するよう、複数の多様な情報伝達手段を整備する。
- 災害発生時において災害情報の迅速な伝達と共有を図り、的確に応急対策を講ずるため、定期的な情報機器を活用した情報伝達訓練を実施する。

【内容】

【県】

○秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期的実施

県、市町村及び消防本部等防災関係機関を専用回線で結び、大容量、高速通信が可能な当該システムを利用した円滑な情報収集・伝達が行えるよう、県民防災の日（5月）、津波防災の日（11月）などに定期的に訓練を実施する。

＜実施時期＞ 平成27年度～平成32年度

○市町村における多様な情報伝達手段の整備支援

県は、情報伝達システムを整備する際の指針として策定した「多様な災害時情報伝達手段の整備に関する手引き」を活用し、市町村に対し、情報伝達手段の特徴や地域の特性を踏まえた整備の手順や留意点等を助言する。

＜実施時期＞ 平成27年度～平成32年度

【市町村】

○多様な情報伝達手段の整備

市町村は、災害情報を住民に伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手手段で行った方がより確実に多くの住民に伝達が可能になることから、効率よく組み合わせた複数の情報伝達手段を整備する。

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 複数の情報伝達手段を整備している市町村数 15

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27 (※)	H28	H29	H30	H31	H32
複数の情報伝達手段を整備している市町村数 (※)	15	15	18	19	20	20	20

※防災行政無線（個別受信機）、IP告知放送、登録制メール、コミュニティFM（防災ラジオ含む）のうち、いずれか2つ以上の手段を整備している市町村数。

【防災・減災の効果】

複数の情報伝達手段を整備することにより、確実に気象情報や避難勧告等の防災情報を得られ、早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 多様な情報収集・伝達手段の確保	第2編	第1章	第4節
取組・事業	②Lアラートを活用した情報収集・発信	災害情報の収集伝達計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総合防災課・情報企画課	
<p>【目的】</p> <p>速報性の高いテレビなどの一般的な情報伝達媒体を活用し、避難勧告や避難所開設などの災害関係情報を伝達することにより、住民等の早期避難に資する。</p>				
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○秋田県情報集約配信システム（Lアラート）の操作訓練の定期的実施 県、市町村及び消防本部等防災関係機関をインターネット等で結び、避難勧告等の発令や災害状況の共有が可能となる当該システムを円滑に運用するため、年度当初（4月）、県民防災の日（5月）、Lアラート全国合同訓練（6月）、防災月間（9月）、風雪害対応準備（12月）など、適宜実施する。</p> <p>＜実施時期＞ 平成25年度～平成32年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 4月、5月、6月、9月訓練実施。（12月実施予定）</p> <p>【市町村】</p> <p>○秋田県情報集約配信システム（Lアラート）を利用した情報発信体制の確立 市町村は、テレビのデータ放送や県が開設した防災ポータルサイトにLアラートを通して情報が反映することが可能な秋田県情報集約配信システムを導入するとともに、情報発信できる体制を整備する。</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制を整備している市町村数 25</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制を維持し、恒常的にLアラートによる情報提供を行い、多様な情報伝達手段の一つとして、テレビ、インターネットにより住民に災害情報を伝える。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>○災害発生時に災害情報が迅速かつ円滑にシステムに入力されることにより、県、市町村、防災関係機関において、迅速な初動態勢の確立や、応急対策を迅速かつ適切に実施できる。</p> <p>○テレビなどの速報性の高い情報伝達手段を活用することにより、確実に避難勧告等の防災情報を得られ、早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。</p>				

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民避難対策の強化		第2編	第1章	第5節		
取組・事業	①避難勧告等発令基準の設定・伝達手段の明確化		避難計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>避難勧告等について、気象警報等の発表状況等の客観的な判断基準や具体的な発令範囲等を定めた基準を策定することにより、市町村長の的確な発令に資する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル作成ガイドラインの策定 市町村が具体的かつ客観的な発令基準を定めるための災害種類別の避難勧告等の判断基準等を定めたガイドラインを活用し、各市町村のマニュアル策定を支援する。</p> <p><実施時期> 平成26年度～32年度</p> <p>【市町村】</p> <p>○避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成 県が策定したのガイドラインに沿って、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現況)	H28	H29	H30	H31	H32
避難勧告等の判断・基準マニュアル策定済み市町村数【土砂災害】	6	12	24	➡			
避難勧告等の判断・基準マニュアル策定済み市町村数【水害】	6	12	24	24	24	24	25
避難勧告等の判断・基準マニュアル策定済み市町村数【高潮災害】	1	3	5	➡			
<p>※マニュアルの策定が必要な市町村数は、土砂災害24、高潮災害5である。</p>							
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>市町村長が、避難勧告等を発令するに当たり具体的かつ客観的な判断基準を定めておくことにより、空振りを恐れることなく避難勧告等が発令され、住民が早期に避難行動をとることにより、人的被害が減少する。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住民の避難対策の強化	第2編	第1章	第14節
取組・事業	②土砂災害警戒区域等の指定促進	土砂災害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局		建設部河川砂防課

【目的】

土砂災害警戒区域等を指定し、それらの状況を周知公表することにより、県民の土砂災害に対する危機意識を啓発し、市町村による避難警戒体制の整備を促す。

【内容】

○土砂災害警戒区域等の指定

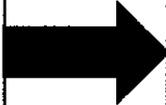
- ・土砂災害危険箇所の現地調査を実施し、被害想定範囲から警戒区域等の範囲を決定する。
- ・調査結果を公表し、地域住民や来訪者等に対して、現地の土砂災害発生の危険性を周知する。
- ・法に基づく区域指定により、市町村による地域防災計画への記載等を義務づけ、避難警戒体制の整備を促進する。

<実施（予定）時期>

平成13年度～平成31年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

基礎調査 約1,100箇所

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
土砂災害警戒区域指定率	22%	45%	60%	74%	88%	100%	

【防災・減災の効果】

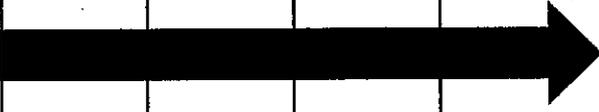
土砂災害の恐れのある箇所を公表することで地域の防災意識を向上させ、豪雨時等の避難行動を促すとともに、災害に即した避難経路や避難所の設定など市町村の避難警戒体制の強化を促し、人命の保全を図る。

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民の避難対策の強化		第2編	第1章	第5節		
取組・事業	③緊急避難場所、避難所の指定促進		避難計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
<p>○災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。</p> <p>○一定の生活環境を確保することにより避難所の量的な確保を図り、被災者が一定期間滞在するための指定避難所を指定する。</p>							
【内容】							
<p>○指定緊急避難場所の指定 災害対策基本法に基づき、市町村は災害の種類ごとに管理・立地・構造等の各条件を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。指定にあたって市町村は、県へ通知するとともに公示し、地域防災計画に位置づけ、住民へ広く周知を図る。</p> <p>○指定避難所の指定 災害対策基本法に基づき、市町村は規模・構造・立地・交通等の各条件を満たした公共施設等を指定避難所として指定する。指定にあたって市町村は、県へ通知するとともに公示し、地域防災計画に位置づけ、住民へ広く周知を図る。</p> <p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成28年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 24市町村が指定を完了する見込みである。</p>							
	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現込)	H28	H29	H30	H31	H32
指定緊急避難場所の指定済み市町村数	4	24	25	➡			
指定避難所の指定済み市町村数	4	24	25	➡			
【防災・減災の効果】							
<p>○近隣の安全を確保できる場所をあらかじめ指定し周知することにより、災害発生時に住民等が命を守るための避難をすることができる。</p> <p>○災害により住宅を失った場合等において、あらかじめ一定期間避難生活できる施設を指定し周知することにより、災害発生時に円滑な支援を行うことができる。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民避難対策の強化		第2編	第1章	第5節		
取組・事業	④ハザードマップの作成(津波・水害・土砂災害)		避難計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>平常時から自分の居住する地域等において、被害が及ぶ可能性がある災害の種類や、避難場所、避難方向、避難経路等について住民が知ることができるハザードマップの作成・配布を行い、災害発生時の住民等の円滑な避難行動に資する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○洪水ハザードマップの作成 水防法改正に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の設定等を踏まえ、洪水ハザードマップを作成する。</p> <p>○土砂災害ハザードマップの作成 土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成する。</p> <p>○津波ハザードマップの作成 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が示す津波浸水想定等に基づき、津波ハザードマップを作成する。</p> <p><実施(予定)時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度(平成27年度)実績(見込み)> 洪水ハザードマップ作成済み市町村数 19 土砂災害ハザードマップの作成済み市町村数 18 津波ハザードマップの作成済み市町村数 7</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(見込)	H28	H29	H30	H31	H32
洪水ハザードマップ作成済み市町村数	18	19	20	20	21	21	25
土砂災害ハザードマップ作成済み市町村数	15	18	22	22	22	23	24
津波ハザードマップ作成済み市町村数	7	7	8	9			
<p>※ハザードマップの策定が必要な市町村数は、土砂災害は24、津波は9である。</p>							
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>住民が自分の居住地域にどのような災害が起きる可能性があるかを事前に把握し、避難経路、避難場所を確認することにより、円滑な避難に結びつき人的被害が減少する。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民の避難対策の強化		第2編	第1章	第1節		
取組・事業	⑤ハザードマップの作成(ため池)		避難計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	農林水産部農地整備課				
【目的】							
<p>ため池の規模、決壊した場合の下流への影響などを踏まえ、市町村や施設管理者と連携してため池ハザードマップを作成し、地域住民への適切な情報提供を図る。</p>							
【内容】							
【県】							
<p>○下流に人家や公共施設等があり、決壊した場合に影響を与えるおそれのある「防災重点ため池」を対象に、市町村や施設管理者と協議し、ため池ハザードマップの基図となる被害想定区域図を作成する。 ※防災重点ため池353箇所のうち、平成26年度まで177箇所のハザードマップを作成済</p>							
<実施(予定)時期>							
平成20年度～平成30年度							
<計画実施前年度(平成27年度)実績(見込み)>							
64%							
【市町村】							
<p>○県が作成した被害想定区域図をもとに、地域住民を対象としたワークショップにおいてハザードマップを完成させ、地域住民に情報提供する。 ○また、ハザードマップを防災訓練や災害学習などに活用するとともに、内容の定期的な見直しを行い、情報提供を推進する。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26まで	H27(現込)	H28	H29	H30	H31	H32
ため池ハザードマップの整備率	50%	64%	78%	93%	100%		
【防災・減災の効果】							
<p>○ハザードマップを整備・活用することにより、災害発生時の迅速・的確な避難が行われ、人的被害が減少する。 ○また、作成の過程で住民自身が地域の危険箇所を知ることができ、災害時の対処方法を検討することで、日頃の防災意識が高まる。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民の避難対策の強化		第2編	第1章	第5節		
取組・事業	⑥危険箇所、避難場所等と避難路の住民周知		避難計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>ハザードマップの作成・配布等により、住民に対し災害危険箇所、避難場所等を周知し、災害時における円滑な避難に資する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○ハザードマップの配布、ホームページの掲載、防災訓練の実施等により、災害発生時に住民等に危険が及ぶ区域、災害情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、避難方法等を地域住民に周知する。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (現込)	H28	H29	H30	H31	H32
危険箇所等を把握している県民の割合	—	23.2					50
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>危険箇所等を把握している県民の割合が高まることにより、適切な避難行動をとる県民が増加し、人的被害が減少する。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民の避難対策の強化		第4編	第2章	第2節		
取組・事業	⑦津波避難計画の策定		避難体制整備計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>市町村は、避難方法や避難経路、避難指示等を発令するための情報伝達等を定めた津波避難計画を策定し、居住者等の円滑な避難に資する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○市町村は、平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法を盛り込んだ津波避難計画を策定する。</p> <p>○また、地域住民に対して、住民主体のワークショップ等を通じ、地域ごとの津波避難計画を策定するよう働きかける。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (予定)	H28	H29	H30	H31	H32
津波避難計画策定済み市町村数	2	7	8				
<p>※津波避難計画の策定が必要な市町村数は8である。</p>							
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>市町村が、避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示・避難勧告を発令するための情報収集・伝達を定めた津波避難計画を策定することにより、円滑な避難行動につながり、人的被害が軽減される。</p>							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ		
取組・事業	(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実		第2編	第1章	第24節
取組事業の内容	①災害時避難行動要支援者名簿、個別計画の策定		災害時要援護者支援計画		
実施主体	市町村	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課		

【目的】

災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命・身体の安全を確保するため、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、居所や避難支援等を必要とする理由などが記載された「避難行動要支援者名簿」及び避難支援の方法等について記載された「個別計画」を策定する。

【内容】

○「避難行動要支援者名簿」の作成

市町村は、災害対策基本法に策定が義務づけられた「避難行動要支援者名簿」を、市町村地域防災計画に定めるところにより整備している。

平成27年度末までに全市町村が策定の見込みであり、毎年度、更新・見直しを行う。

<計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）>

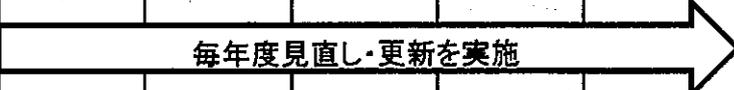
全市町村で策定済み

○「個別計画」の策定

市町村は、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者本人及び支援者等関係者と打ち合わせを行い、具体的な避難方法等について「個別計画」を策定する。

<計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）>

4市町村で策定済み

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
避難行動要支援者名簿作成済み市町村数	—	25					
個別計画の策定着手済み市町村数	—	21	25				
個別計画策定済み市町村数	—	4	11	15	16	16	19

【防災・減災の効果】

「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画」を策定することにより、避難支援体制が整備され、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができる。これにより要介護高齢者や障害者等の人的被害が減少する。

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
取組・事業	(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実		第2編	第1章	第24節		
取組事業の内容	②福祉避難所の指定、協定の締結		災害時要援護者支援計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課				
<p>【目的】</p> <p>○災害発生時の良好な生活環境の確保を図るため、高齢者や障害者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要な人のための「福祉避難所」の指定に向け、施設の指定及び民間社会福祉施設等との協定締結を行う。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○福祉避難所の指定、協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、平常時から、耐震性、耐火性の確保に加え、バリアフリー化された施設等を選定し、「福祉避難所」として指定する。 ・民間の社会福祉施設等を指定する場合は、当該施設管理者と十分な調整を行い「福祉避難所」の指定に関する協定書を締結する。 <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 21市町村で策定済み</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(現込)	H28	H29	H30	H31	H32
福祉避難所の指定、協定締結済み市町村数	—	21	24	24	24	24	25
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>福祉避難所の指定、民間社会福祉施設等との協定締結を進めることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者、妊婦等、特別な配慮を必要とする人たちの避難生活において、良好な生活環境の確保を図ることができる。 ○これにより、心身機能の低下防止等が図られ、避難生活の負担が軽減される。 							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(4) 避難所等における生活環境の整備		第2編	第1章	第5節		
取組・事業	①避難所開設・運営マニュアルの策定		避難計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
避難所開設・運営マニュアルを策定し、避難所の円滑な運営と良好な生活環境を確保する。							
【内容】							
○次の事項等を定めた「避難所開設・運営マニュアル」を策定する。							
・避難所開設準備、開設から閉鎖までの流れ							
・避難所運営の体制づくり							
・避難所運営のルール							
・要援護者に優しく、女性の視点に配慮した避難所づくり 等							
＜計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）＞							
マニュアル策定済み市町村：18							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(見込)	H28	H29	H30	H31	H32
避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数	15	18	21	23	23	23	25
【防災・減災の効果】							
○避難勧告等の発表と、避難所開設準備の連動がよくなり、避難者の受け入れがスムーズになる。							
○避難所における良好な生活環境を確保することにより、ストレスが軽減され、二次被害の最小化が図られる。							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
取組・事業	(4) 避難所等における生活環境の整備		第2編	第1章	第5節		
取組事業の内容	②福祉避難所開設・運営マニュアルの策定		避難計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課				
<p>【目的】</p> <p>災害時に、高齢者や障害者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要な人のための「福祉避難所」について、その設置・運営のための対応マニュアルを策定し、必要時の迅速な福祉避難所の設置及び円滑な運営を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○福祉避難所開設・運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、平常時から「福祉避難所」の指定に努めるとともに、有事の際、その迅速な開設及び円滑な運営を図るため、必要な手順等を記したマニュアルを策定する。</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績></p> <p>8市町村で策定済み</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H32
福祉避難所開設・運営マニュアルの策定済み市町村数	—	8	14	20	20	20	25
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>福祉避難所開設・運営マニュアルを策定することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設・運営に必要な体制整備、業務内容・手順等の確認ができることから、「福祉避難所」の迅速な設置、円滑な運営を行うことができる。 ・これにより、一般の避難所では生活困難な障害者等の避難生活の負担が軽減される。 							

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(4) 避難所等における生活環境の整備	第2編	第1章	第5節・第27節
取組・事業	③避難所等への非常用電源の確保	避難計画・大規模停電対策計画		
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	
【目的】				
避難所に非常用電源、暖房器具等を備蓄し、避難所の良好な生活環境を整備する。				
【内容】				
<p>○避難所において次の備蓄等を行い、避難生活の環境整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への非常用電源と燃料の備蓄 ・医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備 ・毛布、暖房器具等 ・プライバシーの保護、男女双方の視点に配慮した環境の整備 				
【定性的目標】				
<p>○各市町村においては、これまで、県の臨時交付金を活用するなどして、自家発電機、投光器等の停電対策や、ラジオ、特設公衆電話機等の情報収集・伝達手段の整備を進めてきた。</p> <p>○今後は、適宜設備等の点検、更新の実施と備蓄品の更なる充実を図るとともに、災害救助用物資の分散配置を進め、避難所の良好な生活環境の整備に努める。</p>				
【防災・減災の効果】				
非常用電源等を整備することにより、避難所の良好な生活環境が確保され、高齢者や女性を含む避難者の避難生活の負担が軽減される。				

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ		
施策	(4) 避難所等における生活環境の整備		第2編	第1章	第5節
取組・事業	④避難所以外に滞在する被災者への支援		避難計画		
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課		
<p>【目的】</p> <p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（在宅避難者等（※））に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図る。</p> <p>※ライフラインが途絶した自宅や車中、テント等避難所以外の場所に滞在する被災者</p>					
<p>【内容】</p> <p>○「避難所開設・運営マニュアル」に次の事項を盛り込み、在宅避難者等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営組織における在宅避難者等支援担当班の設置 ・ボランティア等と連携した在宅避難者等の情報把握 ・公民館、集会所等を活用した在宅避難者等支援施設の設置 ・災害対策本部との調整による食料、物資等の調達 ・在宅避難者等支援施設における食料、物資の配給、情報提供、要望聴取 ・医療機関の開院状況、DMAT等の巡回状況、福祉避難所の受け入れ状況等の周知 等 <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p>					
<p>【定性的目標】</p> <p>「避難所開設・運営マニュアル」の整備を進めるとともに、地域の防災訓練において避難所運営訓練の項目に取り入れるなど、災害時の在宅避難者等支援の充実に努める。</p>					
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>在宅避難者等への支援を適切に実施することにより、被災者の避難生活の負担が軽減されるとともに、健康二次被害が防止され、人的被害が減少する。</p>					

基本目標	2. 災害時の避難体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(4)避難所等における生活環境の整備		第2編	第2章	第25節		
取組・事業	⑤遺体安置所の指定		遺体処理・埋葬計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により死者が多数発生した場合において、遺体安置所を単独で指定することにより、その遺体の処理を迅速かつ円滑に行う。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○避難所や医療救護所とは別の場所を遺体安置所として指定し、検視、遺体安置、身元確認等を行う。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）> 検視・遺体安置所を単独で指定：11市町村</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
遺体安置所指定済み市町村数	6	11	15	16	19	19	24
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>あらかじめ、検視・遺体安置所を単独で指定し、場所を確保することにより、死因の究明、身元確認が早期に実施されるほか、遺族への引き渡し、埋火葬が円滑に行われる。また、早期に死者の身元が判明することにより、行方不明者の捜索活動等の実施者を他の活動に従事させることができる。</p>							

基本目標	3. 広域応援・受援体制の強化		地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 広域防災拠点の整備等		第2編	第1章	第6節
取組・事業	① 広域防災拠点の整備		広域防災拠点整備計画		
実施主体	県	県の担当部局	総務部総合防災課		
【目的】					
大規模災害時に、県外からの広域応援部隊や救援物資等を円滑に受け入れるための体制を整備する。					
【内容】					
○広域防災拠点の指定					
・集結場所・ベースキャンプ（県内6箇所） 県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ					
・一次物資集積拠点（県内5箇所） 救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設					
・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）（県内2空港） 重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設					
【定性的目標】					
広域防災拠点となる施設の指定により、大規模災害時の広域応援活動のスムーズな受け入れ体制を構築する。					
【防災・減災の効果】					
広域防災拠点となる施設の指定により、大規模災害時の広域応援活動のスムーズな受け入れが可能となる。					

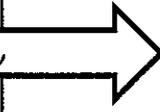
基本目標	3. 広域応援・受援体制の強化		地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 広域防災拠点の整備等		第2編	第1章	第6節
取組・事業	②後方支援体制の整備		広域防災拠点整備計画		
実施主体	県・市	県の担当部局	総務部総合防災課		
<p>【目的】</p> <p>○大規模災害時には、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害が少ない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域防災拠点の活用による後方支援策が重要となる。</p> <p>○そのため、県、広域防災拠点の所在する各市、施設の所有者又は管理者、災害時に施設を使用することとなる関係機関等は、防災拠点ごとに広域応援活動を受け入れる体制整備が必要である。</p>					
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○広域防災拠点ごとの具体的な利活用策の検討 県が指定している広域防災拠点のうち「集結場所・ベースキャンプ」「一次物資集積拠点」について、拠点ごとに具体的な利活用策を、所在市、施設の所有者又は管理者、災害時に使用することとなる関係機関等と検討を行う。</p> <p>【拠点の所在市】</p> <p>○県が中心となってとりまとめる利活用策に基づいて、市の協力体制や役割分担等を地域防災計画に定める。</p>					
<p>【定性的目標】</p> <p>県、拠点の所在市、施設所有者又は管理者、災害時に使用することとなる関係機関等が協議を行い、広域防災拠点ごとの具体の利活用策を平時において定める。</p>					
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>後方支援体制の整備により、災害時の混乱期であっても、スムーズな広域応援活動の受け入れや、救援物資の集積・保管・仕分け等が可能となる。</p>					

基本目標	3. 広域応援・受援体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 広域防災拠点の整備等	第2編	第1章	第6節
取組・事業	③二次物資集積拠点の指定		広域防災拠点整備計画	
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	
【目的】				
<p>大規模災害では、市町村においても県の一次物資集積拠点と同様、救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所に輸送する二次物資集積拠点の開設・運営が必要となるため、各市町村は、二次物資集積拠点となる施設をあらかじめ指定し、拠点の具体的な運営方法等を定める。</p>				
【内容】				
<p>○二次物資集積拠点の指定 災害時は、各市町村において、県や民間事業者等からの救援物資を保管し、各避難所向けに仕分け、輸送する物資集積拠点の候補施設をあらかじめ指定する。</p> <p>○二次物資集積拠点となる施設ごとの利活用策の検討 市町村は、平時において、二次物資集積拠点の候補施設の管理者や、物資輸送や拠点の運営を行う運輸事業者等と、災害時の拠点となる施設ごとの具体的な活用方法を検討する。</p>				
【定性的目標】				
<p>各市町村の物資拠点となる候補施設をあらかじめ指定し、利活用策を検討しておくことで、災害時の物流体制をすみやかに構築することを可能とする。</p>				
【防災・減災の効果】				
<p>二次物資集積拠点となる候補施設の指定により、災害時の混乱期であっても、スムーズな物資調達・輸送・供給業務が可能となる。</p>				

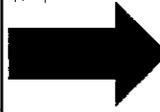
基本目標	3. 広域応援・受援体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 広域応援体制の整備		第2編	第2章	第2節		
取組・事業	①緊急消防援助隊の計画的な整備		広域応援計画				
実施主体	県・市町村（消防本部）	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>緊急消防援助隊は、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助等を効果的かつ迅速に実施し得るよう全国の消防機関相互の援助体制を構築するために創設されたものであり、今後想定される首都直下型・南海トラフ地震等で懸念される国家的な非常災害に対応できる緊急消防援助隊の編成を目指して、登録を推進する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県】 ○「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（総務省消防庁通知）等に基づき、秋田県の登録目標隊数について、各消防本部ごとの増隊目標を定めた「緊急消防援助隊増隊計画（H26.4～H30年度末）」を策定し、計画的な登録を図る。</p> <p>【市町村（消防本部）】 ○各消防本部において、「緊急消防援助隊増隊計画（H26.4～H30年度末）」に基づき、計画的な登録を図る。</p> <p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成30年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）> 5隊増隊し全県で77隊が登録。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27（見込）	H28	H29	H30	H31	H32
緊急消防援助隊の登録隊数	72	77	83	86	91		
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>大規模災害時等において、緊急消防援助隊が効果的かつ迅速に人命救助等の消防活動を実施することにより、人的被害が軽減される。</p>							

基本目標	4. 災害時医療・救急体制の整備		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 医療救急体制の充実・強化		第2編	第1章	第23節		
取組・事業	①災害拠点病院へのDMATの配置		医療救護計画				
実施主体	県	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課				
【目的】							
被災地において可能な限りの医療活動を行い多数の住民を健康の危機から守るため、災害拠点病院にDMATを配置し、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動に派遣する。							
【内容】							
○県内13の災害拠点病院にそれぞれ2以上のDMATチームの配置を図る。							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実施)	H28	H29	H30	H31	H32
DMATチーム数	21	21	22	23	24	25	26
【防災・減災の効果】							
各災害拠点病院に2以上のDMATチームの配置を促進することにより、災害発生時の確実な派遣体制が確保される。							

基本目標	4. 災害時医療・救急体制の整備		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 医療救急体制の充実・強化		第2編	第1章	第23節		
取組・事業	②災害医療コーディネーターの配置		医療救護計画				
実施主体	県	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課				
【目的】							
災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に災害医療コーディネーターを配置し、災害が発生した場合において、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動など、災害医療の円滑な提供を図る。							
【内容】							
○災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に災害医療コーディネーターを配置する。							
【定性的目標】							
災害医療対策本部と全ての地域災害医療対策本部に災害医療コーディネーターを配置する。							
【防災・減災の効果】							
災害が発生した場合において、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動などの災害医療が円滑に提供される。							

基本目標	4. 災害時医療・救急体制の整備		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 医薬品等の備蓄体制の整備		第2編	第1章	第23節		
取組・事業	① 常用備蓄、流通備蓄の充実、供給の確保		医療救護計画				
実施主体	県	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課				
<p>【目的】</p> <p>医薬品や医療資機材の備蓄体制を整備し、円滑な災害医療の提供を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○ 医薬品卸業者による流通備蓄（災害後3日分、2,000人分の治療）を確保するため、秋田県医薬品卸業協会等との委託契約を締結している。</p> <p>○ 備蓄医薬品、医療機器等については、毎年秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と協議しながら品目の見直し、整理を行う。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
備蓄品目数	158	188	関係団体との協議により毎年度見直し 				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>必要な医薬品の備蓄を行うことにより、円滑な災害医療提供体制が確保される。</p>							

基本目標	5. 火山防災対策の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 住民の警戒・避難態勢の構築		第5編	第2章	第6節		
取組・事業	①噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成		火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>火山防災対策の基礎資料として、各対象火山が噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する噴火シナリオ及び火山ハザードマップを作成し、避難計画の策定等、住民避難対策に活用する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○本県に位置する噴火の可能性が高い5つの常時観測火山（十和田（予定）、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山）について、噴火シナリオ、火山ハザードマップを作成する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成15年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山について作成済み。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
火山ハザードマップ作成済みの常時観測火山数	3	3	3	3	5		
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>火山防災対策の基礎となる火山ハザードマップの作成により、避難計画が策定され、避難訓練の実施等により円滑な避難に結びつくことから、人的被害が軽減する。</p>							

基本目標	5. 火山防災対策の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 住民の警戒・避難態勢の構築		第5編	第2章	第6節		
取組・事業	②避難計画の策定と訓練の実施		火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
<p>火山噴火に備え、国、県、市町村並びに関係機関、専門家の連携を確立し各機関の火山防災に関する検討を共同で行う「火山防災協議会」において、平常時から意見交換や情報共有を図り、個別具体的な避難計画の策定や訓練を通じて、火山災害対策を総合的、計画的に推進する。</p>							
【内容】							
【県】							
○本県に位置する常時観測火山ごとに、火山防災協議会を設置し、各火山の特性に応じた避難計画を策定する。							
秋田県に関係する常時観測火山：十和田（予定）、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山							
＜実施（予定）時期＞							
平成26年度～平成32年度							
＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞							
火山防災協議会の設置：平成25年度 秋田焼山、秋田駒ヶ岳							
平成26年度 鳥海山、栗駒山							
平成27年度 十和田							
火山避難計画策定：平成27年度 秋田駒ヶ岳							
【市町村】							
○市町村ごとの個別具体的な避難計画を策定する。							
＜実施（予定）時期＞							
平成28年度～平成32年度							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27（見込）	H28	H29	H30	H31	H32
避難計画策定済み火山数	0	1	2	3	3	5	
【防災・減災の効果】							
<p>個別具体的な避難計画には、情報収集・伝達、避難勧告等対象地区、避難体制、避難経路、施設などが予め定められることから、噴火災害時において、円滑な避難に結びつき人的被害が減少する。</p>							

基本目標	5. 火山防災対策の推進		地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 登山客等の安全対策の強化		第5編	第2章	第3節
取組・事業	① 登山客等への情報の伝達体制の整備		防災情報の収集・伝達計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課		
【目的】					
<p>気象庁が活火山を対象に発表する噴火警報・予報等の情報を、住民及び登山客等に迅速に伝達する体制を整備することにより、早期の防災対応を可能にする。</p>					
【内容】					
【県】					
○噴火予報及び噴火警報等の受領、伝達					
<p>気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する噴火警報、噴火予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報を受領し、総合防災情報システムを通じて即時に市町村等に伝達する。</p>					
【市町村】					
<p>○県等を通じて受領した噴火警報、噴火予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報を、住民や登山客等が把握し易いよう、山小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線、サイレン、緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段の整備を検討する。</p>					
【定性的目標】					
<p>各火山の状況を勘案した様々な情報伝達手段を検討し多様化を図るとともに、観光施設等を通じた旅行者、登山客への火山活動状況の情報発信を観光施設や旅行業者、交通事業者と連携しながら推進する。</p>					
【防災・減災の効果】					
<p>火山の活動状況が様々な手段により住民や登山客等に確実に伝わることにより、身を守る避難行動や事前の防災を意識した装備、行動に結びつくことにより、人的被害が軽減する。</p>					

基本目標	5. 火山防災対策の推進		地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 登山客等の安全対策の強化		第5編	第2章	第6節
取組・事業	②避難小屋の強化等		火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等		
実施主体	県	県の担当部局	生活環境部自然保護課		
【目的】					
<p>県内の常時観測火山における避難小屋について、登山客等の安全を確保するため、今後、国が示す「火山防災対策の基本指針」に沿って、避難小屋の強化等、避難施設の整備を進める。</p>					
【内容】					
<p>○避難小屋等の整備の促進</p> <p>今後、「活動火山対策特別措置法」に基づき、国が示す「火山防災対策の基本指針」に盛り込まれる避難施設の噴石対策等の方針に沿って、県内4つの常時観測火山（秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山）の避難小屋の整備に努める。</p> <p>なお、雪害により使用禁止としている秋田焼山の避難小屋（木造）については、改修工事を実施する平成28年度において、屋根等の補強について検討を行う。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> なし。</p>					
【定性的目標】					
<p>○活火山地域（常時観測火山）にある避難小屋を噴火時の退避壕や退避舎等として利用できるように整備し、噴火時に登山客等が一時的に避難できる状態にする。</p> <p>○なお、整備にあたっては場所・構造・機能など専門的知見が必要であるため、国が策定した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」等の内容を踏まえて整備内容の検討を行う。</p>					
【防災・減災の効果】					
<p>噴火時における噴石等からの避難施設を整備することにより、登山客等の人的被害の防止・減少を図ることができる。</p>					

9

テーマ3 地域防災力の強化

住民や自主防災組織等による自助・共助による防災活動の促進、災害救助用物資の備蓄・供給体制の強化、県民の防災意識の向上を図ることにより地域の防災力を強化し、災害発生時の人的被害を最小化します。

【基本目標1】自助・共助による防災活動の促進

自主防災アドバイザーの派遣や地域の防災訓練の実施により自主防災組織の充実・強化を図るとともに、家庭での備蓄や防火対策の実施、共助組織の立ち上げ等、住民等による防災対策を促進します。

また、災害ボランティアコーディネーターを養成するなど、ボランティア活動への支援を行います。

【基本目標2】物資の備蓄・供給体制の強化

県・市町村の災害救助用物資の共同備蓄を計画的に整備・更新するとともに、避難者に対し速やかに物資を提供するため、学校や地区センターなど避難所となる施設への分散備蓄を促進します。

また、民間物流事業者との協定や具体的な業務マニュアルの策定等により、災害時の物資の円滑な調達・輸送を確保します。

【基本目標3】県民の防災意識の向上

住民や自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等多様な主体が参画する防災訓練を実施するとともに、防災学習館や地震体験車を活用した防災知識の普及啓発を図ります。

学校においては、地域や防災関係機関と連携し、児童等の発達段階に応じた実践的な防災教育を実施します。



基本目標	1. 自助・共助による防災活動の促進	地域防災計画の位置づけ		
取組・事業	(1) 自主防災組織等の充実・強化等	第2編	第1章	第2節
取組事業の内容	①自主防災アドバイザー派遣事業の実施等		自主防災組織等の育成計画	
実施主体	県・市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課	
<p>【目的】</p> <p>○自治会等へ防災士を派遣し、防災講座を実施すること等により、自主防災組織の結成を促進し、住民の防災意識の高揚と多様な主体による自発的な防災活動の促進を図る。</p> <p>○自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会を開催すること等により、自主防災組織の強化と活動の活発化を図り、災害発生時の防災力の向上を図る。</p>				
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○自主防災アドバイザー派遣事業の実施 地域住民からの要請に応じて、「秋田県自主防災アドバイザー」（防災士会の協力を得て防災士20名を委嘱）を派遣し、防災講座、DIG、HUG（※）等を実施する。</p> <p>＜実施（予定）時期＞ 平成23年度～平成32年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 40回実施（見込み）</p> <p>○自主防災組織指導者育成研修会の開催等 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を、市町村と連携して開催するとともに、優良組織の知事表彰を実施する。</p> <p>＜実施（予定）時期＞ 平成25年度～平成32年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞ 9回開催（鹿角市、能代市、秋田市、男鹿市、由利本荘市、大仙市、美郷町、湯沢市、羽後町）</p> <p>【市町村】</p> <p>○住民を対象とした説明会等の開催 地域の消防団等と連携した住民説明会の開催や職員による出前講座等を実施し、自主防災組織の結成を働きかける。</p> <p>○自主防災組織への助成 自主防災組織の結成及び活動を支援するため、必要に応じ、事務経費、防災活動や防災資機材の整備に係る経費の一部を助成する。</p> <p>※「DIG」…ワークショップ形式で行う災害図上訓練。災害（Disaster）、想像力（Imagination）、ゲーム（Game）の略。</p> <p>※「HUG」…避難所運営ゲーム。参加者は、避難者の年齢、性別、国籍、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図に配置していく。避難所で起きる出来事を疑似体験することができる。</p>				

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (概数)	H28	H29	H30	H31	H32
自主防災アドバイザー派遣事業実施回数	37	40	48				
自主防災組織指導者育成研修会開催回数	12	9					
自主防災組織の組織率 (県内市町村加重平均値)	74.4%	70.5%	74.6%	77.0%	79.3%	81.6%	83.9%

【防災・減災の効果】

自主防災組織の組織率の向上と活動の活発化を図ることにより、
 ○平時の防災訓練の実施を通じ、緊急避難場所や避難経路が住民に周知され、災害時の避難行動が迅速に行われることから、津波等からの早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。
 ○自主防災組織を主体とした避難所運営が円滑に行われることから、高齢者や女性を含む避難者の生活環境が整備され避難所生活の負担が軽減される。

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の促進	地域防災計画の位置づけ	
施策	(1) 自主防災組織等の充実・強化	第2編	第1章 第2節
取組・事業	②地域の防災・避難訓練の実施	自主防災組織等の育成計画	
実施主体	市町村・地域	県の担当部局	総務部総合防災課

【目的】

自主防災組織等が参画する防災訓練を通じ、地域住民の相互扶助及び防災意識の向上と、災害発生時における災害時避難行動要支援者の迅速で安全な避難誘導等を確保する。

【内容】

○市町村は、地域防災計画に定めるところにより、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民と連携した訓練を重点的に実施する。
 ○自主防災組織等は、平時から市町村、消防本部が主催する防災訓練に積極的に参加するとともに、各地域において、避難誘導、初期消火、応急救護、災害時避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営などの訓練を実施する。

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (概数)	H28	H29	H30	H31	H32
地域の防災訓練に参加している県民の割合	-	12.7%					50%

※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。

【防災・減災の効果】

地域の防災訓練に参加することにより、緊急避難場所や避難経路が住民に周知され、災害時の避難行動が迅速に行われることから、津波等からの早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民等による防災対策の促進		第2編	第1章	第2節		
取組・事業	①住民・自主防災組織による備蓄の促進		自主防災組織の育成計画				
実施主体	市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
<p>住民・自主防災組織が防災用資機材及び食料等の備蓄・管理を行うことにより、災害発生時の早期対応による人命救助や災害時における自身や家族の身体生命の安全確保に努める。</p>							
【内容】							
<p>○地域住民や自主防災組織に対して、広報誌やWebサイトの活用や出前講座の実施により、3日分の飲料水や食料等を備蓄するよう働きかける。</p> <p>○また、自主防災組織に対しては、ヘルメット、スピーカー、担架等の防災資機材の整備に対する助成制度を設けるなど、災害に備えた取組を支援する。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(実施)	H28	H29	H30	H31	H32
家庭での防災対策を講じている県民の割合	46.2%	45.5%					70.0%
<p>※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。</p>							
【防災・減災の効果】							
<p>○住民・自主防災組織による防災用資機材の整備、備蓄、管理は災害発生時の初期段階に住民の救助救出、被害拡大防止等防災・減災に大きな効果が期待出来る。</p> <p>○住民の食料等の備蓄については、住民自らの生命・身体の安全確保につながる。</p>							

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民等による防災対策の促進		第3編	第2章	第4節		
取組・事業	②家庭での防災対策の実施(家具固定等)		建築物災害予防計画				
実施主体	市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
<p>地域住民に対し、家庭での防災対策を実施による災害への備えの充実を働きかけ、災害発生時に自らの身体を自ら守る行動を促す。</p>							
【内容】							
<p>○消防機関や自主防災組織と連携し、地域住民に対して、家具の固定や非常持ち出し品の用意、災害発生時の家族の連絡方法の確認、災害危険箇所の把握など家庭での防災対策の実施を働きかける。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(現込)	H28	H29	H30	H31	H32
災害に備え家具の固定を行っている県民の割合	-	21.9%					50.0%
<p>※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。</p>							
【防災・減災の効果】							
<p>家庭での防災対策を実施することにより、災害発生時の身体の安全の確保や円滑な避難行動が行われ、人的被害が減少する。</p>							

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の推進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民等による防災対策の促進		第2編	第1章	第11節		
取組・事業	③住宅の防火対策(火災警報器)の促進		火災予防計画				
実施主体	市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>火災による死者等を減少させるため、消防法により義務づけられている住宅用火災警報器の設置を促進する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○全戸配布広報誌やホームページにより設置促進の広報するほか、住宅用火災警報器設置の奏功事例の周知を、春・秋の火災予防運動で重点的に実施するなど、消防本部と連携して設置促進を図る。</p> <p>○また、作動確認による点検等適切な維持管理を併せて周知する。</p> <p><実施(予定)時期> 平成23年度～平成32年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H32
住宅用火災警報器の設置率	79.6%	78.9%	80.9%	82.6%	84.2%	85.7%	87.4%
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>住宅用火災警報器を設置することで、火災の早期発見につながり、逃げ遅れなどによる火災の死者等が減少するなど人的被害が軽減される。</p>							

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の推進	地域防災計画の位置づけ	
施策	(2) 住民等による防災対策の促進	第6編	第4節
取組・事業	④地震保険の制度の普及促進	被災者の生活支援計画	
実施主体	県・市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課
【目的】			
<p>地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の生活再建に有効な手段の一つである地震保険の制度の普及促進に努める。</p>			
【内容】			
<p>○次の研修会の場等を活用し、地震保険等の災害に対する経済的備えの重要性と内容等を周知することにより制度の普及を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織や住民を対象とした研修会 ・関係事業者団体等と連携し開催する県民を対象とした講演会 ・県防災ポータルサイトへの制度内容等の掲載 			
【定性的目標】			
<p>これまでも、会議や研修会、市民講座の場を活用し、地震保険等の制度の周知を図ってきたところであり、今後も、関係事業者団体との連携のもと、制度の普及促進の取組を継続して実施する。</p>			
【防災・減災の効果】			
<p>地震保険の制度の普及促進等により災害への備えを充実させることで、災害により被害を受けた県民の速やかな再起と生活の安定に資する。</p> <p>また、制度内容（耐震化による保険料の割引等）が周知されることにより、耐震改修の促進が期待される。</p>			

基本目標	1. 自助・共助による防災対策の促進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 住民等による防災対策の促進		第2編	第1章	第2節		
取組・事業	⑤共助組織の立ち上げ支援		自主防災組織等の育成計画				
実施主体	県	県の担当部局	企画振興部地域活力創造課				
【目的】							
<p>少子高齢化、人口減少の影響により、除排雪等の支援が必要な高齢者世帯等が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、共助による除排雪等の支援を実施する地域住民を主体とした団体等の立ち上げを支援し、地域の克雪力の向上を図る。</p>							
【内容】							
<p>○共助組織の立ち上げ支援</p> <p>高齢者世帯等に対して除排雪等の支援を行う地域住民を主体とした団体の立ち上げや、既存団体の体制強化を支援する。</p> <p><実施（予定）時期></p> <p>平成25年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績></p> <p>県内3地区を所管するNPO中間支援組織へ委託し、共助組織の立ち上げを支援した。共助組織の立ち上げに係る経費に対して補助金を交付した。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (概数)	H28	H29	H30	H31	H32
共助組織数	12	20	28	36	44	50	-
<p>※定量目標は「あきた未来総合戦略」に掲げる目標値である。</p>							
【防災・減災の効果】							
<p>地域が主体となった除排雪等の支え合い体制の構築を支援・促進し、新たな担い手の確保や地域の除排雪体制の強化・拡充を図ることにより、冬期も安全・安心な暮らしを確保することができる。</p>							

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の促進	地域防災計画の位置づけ		
取組・事業	(3) 災害ボランティア等の活動促進	第2編	第1章	第25節
取組事業の内容	①災害ボランティアの活動支援	災害ボランティア活動支援計画		
実施主体	市町村	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課	

【目的】

○大規模災害発生時等に「災害ボランティアセンター」が迅速に設置され、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置運営マニュアルを策定する。

【内容】

○災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定

必要時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう市町村社会福祉協議会等と連携して、設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績（見込）>

17市町村

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(見込)	H28	H29	H30	H31	H32
災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定市町村数	—	17	21	22	22	22	23

【防災・減災の効果】

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定することにより、

○設置・運営に必要な体制整備、業務内容・手順等の確認ができることから、災害ボランティアセンターを円滑に運営することができる。

○災害時におけるボランティア活動の実施体制が強化され、被災者の生活支援等が効果的に行われる。

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の促進		地域防災計画の位置づけ				
施策	(3) 災害ボランティア等の活動促進		第2編	第1章	第25節		
取組・事業	②災害ボランティアコーディネーターの養成		災害ボランティア活動支援計画				
実施主体	県	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課				
【目的】							
<p>大規模な災害が発生した際、被災者の生活支援等が効果的に行われるよう災害ボランティアの活動拠点として被災地に設置される「災害ボランティアセンター」を円滑に運営するため、ボランティアの活動をコーディネートする人材の養成を図る。</p>							
【内容】							
<p>○災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施 「災害ボランティアセンター」において、ボランティアの活動をコーディネートする災害ボランティアコーディネーターを育成するため、県社会福祉協議会と連携し、各市町村社会福祉協議会職員などを対象とした養成研修を実施する。 また、最新の知識や技術の習得のため、認定済みのコーディネーターを対象としたフォローアップ研修も定期的に実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成23年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 養成研修を1回（4日間）実施し、7市5町3村で合計27人の災害ボランティアコーディネーターを認定。</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
災害ボランティアコーディネーターを10名以上養成した市町村数	10	10	14	19	21	24	25
【防災・減災の効果】							
<p>災害ボランティアコーディネーターを養成することにより、</p> <p>○大規模災害等の発生後、県内外から集まる多くのボランティアを混乱なく災害ボランティアセンターに受け入れることができる。また、派遣依頼先等にボランティアを適切に配置し、迅速に支援活動につかせるための調整を円滑に行うことができる。</p> <p>○災害時におけるボランティア活動の実施体制が強化され、被災者の生活支援等が効果的に行われる。</p>							

基本目標	2. 物資の整備・供給体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 災害救助用物資の備蓄促進		第2編	第1章	第7節		
取組・事業	① 共同備蓄物資の計画的な整備と更新の実施		備蓄計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
<p>県及び市町村は、公助による円滑な物資供給が行えるよう、災害救助用物資を計画的に備蓄するとともに、賞味期限切れとなる物資等について適宜更新を行う。</p>							
【内容】							
【県】							
<p>○災害発生時に必要となる物資19品目を県と市町村の「共同備蓄品目」として指定するとともに、県分として避難者1万6千人分（3日分）を平成27年度までに整備する。 また、賞味期限のある食料、飲料水等について、計画的な更新を実施する。</p>							
<p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成30年度</p>							
<p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 「共同備蓄品目」の全品目について整備を完了</p>							
【市町村】							
<p>○市町村分の「共同備蓄品目」として、避難者1万6千人分（3日分）を平成30年度までに整備する。</p>							
<p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成30年度</p>							
<p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 「共同備蓄品目」の全品目について整備を完了 : 6市町</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
備蓄計画達成市町村数	—	6	12	15	25		
【防災・減災の効果】							
<p>県、市町村が共同で災害救助用物資の計画的な備蓄・更新を行うことにより、発災直後の公助による円滑な物資供給が実施され、県民の生命の維持と生活の安定が確保される。</p>							

基本目標	2. 物資の整備・供給体制の強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 災害救助用物資の備蓄促進		第2編	第1章	第7節		
取組・事業	②避難所等への備蓄の促進		備蓄計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>市町村は、備蓄物資の集中備蓄による災害発生時のリスクを軽減するため、避難所等への分散備蓄を行って、迅速な物資の提供と避難者の心身と生活の安定を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○災害発生時に避難者に対して、速やかに備蓄物資を提供できるよう、学校や地区センターなど、避難所となる施設に共同備蓄品目の物資等を備蓄する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 1以上の避難所に共同備蓄品目のいずれかを備蓄した市町村数：18市町村</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(現込)	H28	H29	H30	H31	H32
避難所に物資を備蓄している市町村数	—	18	20	21	22	22	23
物資を備蓄している避難所数	—	108	176	225	278	291	309
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>○災害等が発生した際、避難所の避難者への迅速な物資の提供が可能となり、避難者の心身と生活の安定が図られる。</p> <p>○避難所等への分散備蓄により、集中備蓄の被害が分散されるほか、災害による交通の途絶した場合においても安定した物資の供給が可能となる。</p>							

基本目標	2. 物資の備蓄・供給体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 物資の調達・輸送の確保	第2編	第2章	第14節
取組・事業	①民間事業者との物資調達・輸送協定の締結	救援物資の調達・輸送・供給計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	
<p>【目的】</p> <p>○災害時に不足する生活必需品等の確保にあたり、外部から救援物資を調達できる体制を構築する。 ○災害時の物資輸送及び保管等にあたり、物流事業者等に協力を要請できる体制を構築する。</p>				
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○災害時における物資の供給に関する協定の締結 12件16団体と締結済み コンビニ4件、スーパー3件、飲料メーカー3件、石油・ガソリン2件</p> <p>○災害時の物資の輸送及び保管等に関する協定の締結 「災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定」を締結済み 締結先 公益社団法人秋田県トラック協会、秋田県倉庫協会 締結日 平成25年12月6日</p> <p>【市町村】</p> <p>○各市町村の実情に応じて、県と同様の取組を行う。</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>○災害時の不足物資の調達・輸送・保管・仕分け等について、協定の締結により、民間事業者等に協力要請できる体制を平時から構築しておく。</p> <p>○協定締結後は、各事業者と具体的な連絡調整方法等について協議を行うなど、災害時に協定が十分機能するよう努める。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>協定の締結により、災害時の混乱期にあってもスムーズな物資調達・輸送・供給業務が実施され、被災者の避難生活の負担軽減と迅速な災害応急対応が可能となる。</p>				

基本目標	2. 物資の備蓄・供給体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 物資の調達・輸送の確保	第2編	第2章	第14節
取組・事業	②物資調達・輸送・供給マニュアルの策定		救援物資の調達・輸送・供給計画	
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課	
<p>【目的】</p> <p>大規模災害時の物資調達・輸送・供給業務について、担当職員の具体的な作業の手引きとなるマニュアルを策定する。</p>				
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○物資調達・輸送・供給マニュアルの策定 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」を策定済み 策定日 平成26年3月24日 内 容 ①災害対策本部「物資班」の業務・役割体制 ②国・民間事業者等への不足物資の要請 ③一次物資集積拠点の開設運営と協力要請 ④物資の輸送要請 ⑤市町村との連絡調整 等</p> <p>【市町村】</p> <p>○市町村においても、県マニュアルの対象とならない「二次物資集積拠点の開設運営」「二次拠点から避難所等への物資輸送」等について、担当職員の具体的な手引きとなるマニュアルの策定に努める。</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>○災害発生時に、マニュアルを担当職員の手引きとして有効に機能させるため、マニュアル策定後も随時、内容の見直し・改善を行う。</p> <p>○県においては、県トラック協会への物資輸送の要請方法、県倉庫協会との一次物資集積拠点の共同運営方法、市町村からの不足物資の要請があった場合の具体的な物資調達方法等について、関係機関と協議のうえ、マニュアルに反映させる等の改善を行う。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>物資調達・輸送・供給マニュアルの策定・更新により、災害時の混乱期にあってもスムーズな物資調達・輸送・供給が実施され、被災者の避難生活の負担軽減と迅速な災害応急対応が可能となる。</p>				

基本目標	3. 県民の防災意識の向上	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 多様な主体が参画する防災訓練の実施	第2編	第1章	第3節
取組・事業	①総合防災訓練の実施		防災訓練計画	
実施主体	県・市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課	
<p>【目的】</p> <p>県民の防災意識の高揚と防災知識の普及啓発を行うとともに、平素から災害に対する備えを充実し、災害時において迅速かつ適切な防災活動を展開することにより、災害の未然防止と被害の軽減を図る。</p>				
<p>【内容】</p> <p>○県、市町村、関係機関は互いに連携し、地域の実情に応じた災害想定に基づき、地域住民、自主防災組織やボランティア団体等の多様な主体が参画する防災訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動態勢等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練 ・応急対策訓練 ・住民避難訓練 ・緊急輸送路確保等の訓練 ・ライフライン等の確保・対応訓練 ・津波、土砂災害、水害等の危険が懸念される地域における訓練 <p><実施（予定）時期> 平成25年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 仙北市で開催。地域住民等1,800人が訓練に参加。</p>				
<p>【定性的目標】</p> <p>毎年度、各市町村の実情に応じた防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図るとともに、防災関係機関、住民等多様な主体が参画することにより、自助・共助の取組を促進し、地域防災力の強化を図る。</p>				
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>訓練の実施により、地域住民の防災意識が向上し、円滑な避難行動等により、災害発生時の人的被害が抑制される。</p>				

基本目標	3. 県民の防災意識の向上		地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 多様な主体が参画する防災訓練の実施		第2編	第1章	第3節
取組・事業	②冬期防災訓練の実施		防災訓練計画		
実施主体	県・市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課		
【目的】					
<p>雪の重みによる住宅の倒壊や交通の途絶等により被害が拡大することが想定される冬期の災害への対応力を高める。</p>					
【内容】					
<p>○県及び特別豪雪地帯に指定されている13市町村は共催（持ち回り）で訓練を実施する。訓練は冬期の地域特性に応じたテーマを設けて年1回、毎年度実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪崩による孤立集落への対応 ・情報収集、伝達訓練 ・雪崩巻き込まれ者捜索・道路啓開訓練 ・自主防災組織災害対応訓練（安否確認、避難所運営等） <p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）> 由利本荘市で開催</p>					
【定性的目標】					
<p>各地域の特性に応じた訓練を毎年度実施し、冬期災害への対応力を強化するとともに、住民、自主防災組織等多様な主体が参画することにより、地域における自助・共助の取組を促進する。</p>					
【防災・減災の効果】					
<p>訓練の実施により、冬期災害への応急対策が適切に実施され、積雪期の生活の安全が確保されるとともに、災害発生時の人的被害が抑制される。</p>					

基本目標	3. 県民の防災意識の向上	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 防災学習の推進	第2編	第1章	第1節
取組・事業	②学校における防災教育の充実	防災知識の普及計画		
実施主体	県・市町村	県の担当部局		教育庁保健体育課
【目的】				
<p>学校と地域が連携した実践的な学校安全教育の充実を図り、自分の命は自分で守ることができる幼児児童生徒を育成する。</p>				
【内容】				
【県】				
<p>○関係機関・各課が連携して今後の学校安全の在り方について検討する「学校安全推進委員会」を組織し、幼児児童生徒の安全の確保に万全を期すため、災害安全を含む学校安全三領域（生活・交通・災害）に関する安全教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害安全に関する指導者研修会の開催 ・各学校等への専門的な知識を有する外部指導者の派遣 ・学校訪問による学校安全計画、危機管理マニュアル等の確認と助言 ・各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等の提供 ・民間団体の防災・防犯・交通安全などの取組の紹介及び連携 ・防災教育の要素を含んだ学校行事（運動会等）の紹介 <p><実施（予定）時期> 平成26年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害安全指導者研修会の実施（対象：全校種 計186名参加） ○防災教育外部指導者派遣事業（対象：全校種、研究団体 計66回派遣） ○学校訪問（災害安全を含む学校安全三領域を網羅する形での実施 対象：全校種 計66校） ○研修会や学校訪問等における防災教育関係の副読本や参考資料等の提供 				
【市町村】				
<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会が主催する災害安全指導者研修会等への各市町村教育委員会担当職員の参加 ○専門的な知識を有する外部指導者を講師とした市町村教育委員会主催の研修会等実施 ○県教育委員会と各市町村教育委員会とが学校訪問で把握した各校の状況の共有 				
【定性的目標】				
<p>各学校等において、地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育が推進されるよう、災害安全指導者研修会等の開催、専門的な知識を有する外部指導者の派遣、保健体育課指導主事等による学校訪問、副読本や学習参考資料等の提供等を実施する。</p>				
【防災・減災の効果】				
<p>各種研修会等の開催、外部指導者の派遣、学校訪問、副読本等の提供等を実施することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指導力と資質が向上し、各学校における防災教育・組織活動の充実及び安全管理の強化が図られる。 ○自分の命を自分で守ることができる幼児児童生徒が育成され、災害発生時の避難行動等が円滑に行われることで、人的被害が減少する。 				

テーマ 4 消防力の強化

消防防災航空隊の機能強化や消防設備の整備、消防団員の確保と技術力の向上等により常備消防と消防団の充実・強化を図るなど、公助の取組を強化し、災害発生時の人的・物的被害の拡大を抑制します。

【基本目標 1】常備消防力の充実・強化

消防署等の消防施設の非常用電源・燃料の確保や高規格救急自動車の導入等、消防設備の整備を促進します。

また、老朽化した消防防災ヘリコプターを更新し機体性能の向上を図るとともに、安全な飛行や探索・救助活動に資する装備を充実し、消防防災航空隊の機能を強化します。

【基本目標 2】消防団の充実・強化

消防団への加入促進のための広報活動の強化や機能別、女性・学生消防団員制度の導入、消防団協力事業所の認定促進により団員の確保を図り、条例定数充足率を高めます。

また、消防学校において、消防団の管理運営や現場活動のあり方等についての教育訓練を実施し、防災に関する知識の習得と技術力の向上を図るとともに、津波災害時における活動マニュアルを策定し、活動中の安全管理を徹底します。

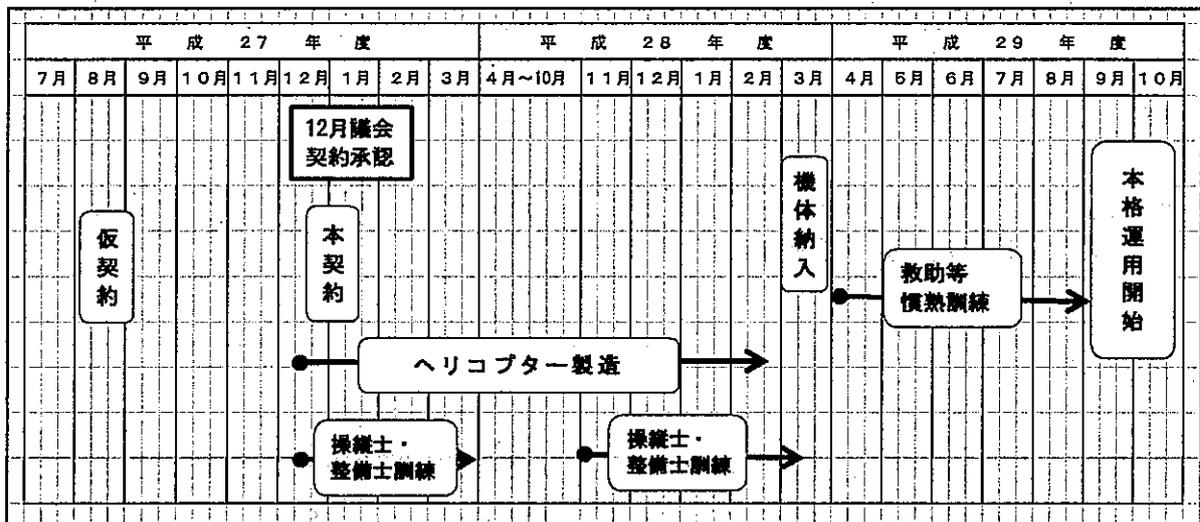


基本目標	1. 常備消防力の充実・強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 消防設備の整備促進	第2編	第1章	第11節
取組・事業	① 消防施設の非常用電源、燃料の確保		火災予防計画	
実施主体	市町村(消防本部)	県の担当部局	総務部総合防災課	
【目的】				
<p>災害時における停電時の通信手段の確保及び迅速な消防活動を行うため、災害時の非常用電源及び緊急車両等の燃料を確保する。</p>				
【内容】				
<p>○各消防本部では、災害時における停電時の自家発電機等の燃料について、地下タンク等の常設タンク・燃料補給車及び携行缶等の備蓄により、72時間の非常用電源を確保して、通信指令システム等の通信手段の稼働に支障がないようにするほか、緊急車両等の燃料についても、同様に確保し、迅速に出動できるようにする。</p> <p>○また、備蓄に併せて、各署所の近隣の給油スタンドと災害時の優先給油協定の締結等により燃料等を確保し、72時間の活動に対応できるようにする。</p>				
【定性的目標】				
<p>災害時における非常用電源及び緊急車両の燃料等については、72時間の活動に対応できるよう確保する。</p>				
【防災・減災の効果】				
<p>非常用電源及び燃料等を確保することにより、迅速で適切な救助活動等の消防活動を実施することができる。</p>				

基本目標	1. 常備消防力の充実・強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 消防設備の整備促進		第2編	第1章	第11節		
取組・事業	②高規格救急自動車の導入促進		火災予防計画				
実施主体	市町村（消防本部）	県の担当部局	総務部総合防災課				
【目的】							
<p>救急救命士が行う高度な救命措置を迅速に実施することができる高規格救急自動車の導入を促進することにより、救命率の向上を図る。</p>							
【内容】							
<p>○各消防本部において、救急車を整備・更新する場合は、高規格救急自動車を導入する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 高規格救急自動車1台導入</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27（概数）	H28	H29	H30	H31	H32
全県の救急車のうち高規格救急自動車の占める割合	85.9%	87.1%	88.2%	89.4%	90.6%	91.8%	92.9%
【防災・減災の効果】							
<p>救急現場から医療機関到着までに、救急救命士が高度な救命処置を行うことが可能になり、救命率の向上が図られる。</p>							

基本目標	1. 常備消防力の充実・強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 消防防災航空隊の強化	第2編	第2章	第10節
取組・事業	①消防防災ヘリコプターの更新	消防防災ヘリコプター活動計画		
実施主体	県	県の担当部局		総務部総合防災課
<p>【目的】</p> <p>老朽化した機体を更新するとともに、安全な飛行や捜索・救助活動に資する装備を充実し、消防防災航空隊の機能強化を図る。</p>				
<p>【内容】</p> <p>○更新に伴い新たに装備する主な装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機体位置情報管理システム 大規模災害発災時に、本県及び他県の消防防災ヘリコプターの飛行位置を把握し、効率的な運用を実施することができる。 ・空中衝突警告装置 同一空域に複数のヘリコプターが飛行する場合、接近するヘリコプターの位置を把握し操縦士に衝突の危険を警告し、安全な飛行を支援する。 <p>○更新に伴う機体等の性能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航続距離の向上 燃料タンクが大型化し、航続距離や飛行時間が向上する。 ・機体の大型化により、搭載可能重量が向上する。 ・消火タンク 積載可能水量が増加し、消火機能が向上する。 <p><実施（予定）時期> 平成27年度～平成29年度</p>				

<実施スケジュール>



【防災・減災の効果】

機体の更新や新たな装備による性能向上により、より安定した運航が可能となり、捜索・救助等の機能強化や災害時における人的被害が軽減される。

基本目標	1. 常備消防力の充実・強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 消防防災航空隊の強化	第2編	第2章	第10節
取組・事業	②ドクターヘリ等との連携強化	消防防災ヘリコプター活動計画		
実施主体	県	県の担当部局		総務部総合防災課
【目的】				
<p>大規模災害時等多数の傷病者が発生した場合に、消防防災ヘリコプターやドクターヘリ等が連携し、より効率的で安全な災害対応活動を実施する。</p>				
【内容】				
<p>○緊急運航により消防防災ヘリコプターが出動する救助救急現場等において、消防防災ヘリコプターが救助した傷病者をドクターヘリに引き継ぎ、医療機関へ搬送するなど、相互に協力・連携した応援体制を構築する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p>				
【定性的目標】				
<p>「秋田県ドクターヘリ運航調整委員会」等を活用し、ドクターヘリとの更なる連携強化を図るとともに、相互連携による救助事例を点検・検証し、より効率的で安全な救助・搬送体制を構築する。</p>				
【防災・減災の効果】				
<p>消防防災ヘリコプターとドクターヘリの連携により、救助救急現場から医療機関へ医師の措置が行われての搬送が可能となるため、救命率の向上が図られる。</p>				

基本目標	2. 消防団の充実・強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 消防団員の確保		第3編	第2章	第3節		
取組・事業	①機能別、女性・学生団員の確保		火災予防計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>近年の社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員を確保することにより、消防団の充実・強化及び地域の防災力の強化を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県】 ○県職員が消防団へ加入する場合、服務上職務免除扱いにし、報酬等を受領可能とするなど公務員の入団についての条件整備を行うほか、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を実施する。</p> <p>【市町村】 ○消防団の加入促進に向けた広報活動や機能別消防団、女性消防団、学生消防団、勤務地団員の制度等を導入し、団員の確保を図る。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (概数)	H28	H29	H30	H31	H32
消防団員数の条例定数充足率	89.3%	89.0%	91.8%	93.0%	94.8%	95.7%	96.8%
機能別消防団等制度導入市町村数（※）	19	19	21	21	21	21	24
<p>※機能別消防団、女性団員、学生団員、勤務地団員の各制度のうち、いずれか1つを導入している市町村の数</p> <p>【防災・減災の効果】</p> <p>消防団員を確保することにより、消防団の充実強化が図られ、火災等の消火活動や大規模災害時の避難誘導・救助活動等に対する対応など地域防災力が強化される。</p>							

基本目標	2. 消防団の充実・強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(1) 消防団員の確保		第2編	第1章	第11節		
取組・事業	②消防団協力事業所の認定促進		火災予防計画				
実施主体	県・市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>被用者の消防団活動においては、所属する事業所の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所の認定をして、その貢献を社会的に評価することで、被用者の消防団への加入促進を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県】 ○消防団協力事業所の優良事業者表彰や県発注工事の総合落札方式における加点評価の優遇措置など継続して実施する。</p> <p>【市町村】 ○消防団協力事業所表示制度の導入及び入札における消防団活動への協力を評価する取組、消防団協力事業所を広報で紹介する取組等を実施し、消防団協力事業所の増加を図る。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (概算)	H28	H29	H30	H31	H32
消防団協力事業所制度 実施団体数	342	352	369	385	400	415	434
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>消防団協力事業所が増加することにより、消防団員の増加が見込まれ、消防団の充実強化につながり、火災等の消火活動や大規模災害時の避難誘導・救助活動等に対する対応など地域防災力が強化される。</p>							

基本目標	2. 消防団の充実・強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 消防団の技術力の向上と安全確保		第3編	第2章	第3節		
取組・事業	①消防学校における教育訓練の実施		火災予防計画				
実施主体	県	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>地域の防災力の中核を担う消防団員について、消防防災に関する知識・技術の習得や消防団の管理運営・活性化及び各種災害発生時の現場活動のあり方等の教育訓練を実施することにより、技術力の向上等を図る。</p>							
<p>【内容】</p> <p>【県】</p> <p>○消防学校において、次の各課程の消防団教育訓練を実施して、消防団員の技術の向上等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎教育 ・指揮幹部科分団指揮課程（26年度から実施） ・指揮幹部科現場指揮課程（29年度から実施予定） ・日本消防協会指導員教育 ・女性消防団員教育 ・現地教育（消防学校教官を派遣） <p>○公益財団法人秋田県消防協会に消防団員教養研修事業を委託し、消防団員の資質の向上を図る。</p> <p><実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績（見込み）> 140名受講</p>							
	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27 (見込)	H28	H29	H30	H31	H32
消防団員の消防学校教育訓練受講者数	128	140	140	160			
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>消防学校における教育訓練を受講することにより、専門的な知識と技術の向上が図られ、災害時等に自らの安全確保を含めた適切な救助活動等の消防活動を実施することができる。</p>							

基本目標	2. 消防団の充実・強化		地域防災計画の位置づけ				
施策	(2) 消防団の技術力の向上と安全確保		第4編	第2章	第2節		
取組・事業	②津波災害時の団員の安全確保		避難体制整備計画				
実施主体	市町村	県の担当部局	総務部総合防災課				
<p>【目的】</p> <p>津波災害時において、消防団が安全に活動できるよう、「消防団活動安全管理マニュアル」を策定し、消防団員の安全を確保する。</p>							
<p>【内容】</p> <p>○津波災害時の消防団活動安全管理マニュアルを策定する。また、安全管理マニュアル策定後は、当該マニュアルに基づく研修・訓練等を継続的に実施する。</p> <p><実施（予定）時期> 平成24年度～平成32年度</p> <p><計画実施前年度（平成27年度）実績> 安全マニュアルの策定が必要な8市町（※）すべてで27年9月末までに策定済み。 ※秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、三種町、八峰町</p>							
定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H32
津波災害時の消防団活動安全管理マニュアル策定市町村数	5	8					
<p>【防災・減災の効果】</p> <p>安全管理マニュアルを策定し、当該マニュアルにより消防団活動を実施することで、消防団員の津波災害時の安全が確保され、消防団活動を継続して行うことができる。</p>							

IV 各市町村の取組目標

Ⅲ「テーマごとの施策・事業」に掲げる取組目標（定量）について、各市町村の年次目標を95ページ以降に示しております。

テーマ1 災害に強いまちづくり

1. インフラの長寿化の推進

(1) 公共施設の長寿命化の推進

①公共施設の計画的な維持管理・更新の実施

【指標】公共施設等総合管理計画策定市町村数

テーマ2 災害対応力の強化

1. 県市町村の災害対応力の強化

(3) 災害発生時の業務継続体制の構築

①BCP業務継続計画の策定

【指標】BCP策定市町村数

2. 災害時の避難体制の強化

(1) 多様な情報収集・伝達手段の確保

①防災行政無線、登録制メール等の活用

【指標】複数の情報伝達手段を整備している市町村数

(2) 住民の避難対策の強化

①避難勧告等発令基準の設定・伝達手段の明確化

【指標】避難勧告等判断・伝達マニュアル策定市町村数

③指定緊急避難場所の指定促進

【指標】指定緊急避難場所指定済み市町村数

③指定避難所の指定促進

【指標】指定避難所指定済み市町村数

④ハザードマップの作成（津波・水害・土砂災害）

【指標】ハザードマップ作成済み市町村数

⑦津波避難計画の策定

【指標】津波避難計画策定済み市町村数

(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実

①災害時避難行動要支援者名簿の策定

【指標】避難行動要支援者名簿作成済み市町村数

①個別計画の策定

【指標】個別計画の策定着手市町村数、策定完了市町村数

②福祉避難所の指定、協定の締結

【指標】指定、協定締結済み市町村数

(4) 避難所等における生活環境の整備

①避難所開設・運営マニュアルの策定

【指標】避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数

②福祉避難所開設・運営マニュアルの策定

【指標】福祉避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数

⑤遺体安置所の指定

【指標】遺体安置所指定済み市町村数

テーマ3 地域防災力の強化

1. 自助・共助による防災活動の促進

(1) 自主防災組織の充実・強化等

①自主防災アドバイザー派遣事業の実施等

【指標】自主防災組織の組織率

(2) 住民等による防災対策の促進

③住宅の防火対策（火災警報器）の促進

【指標】住宅用火災警報器の設置率

(3) 災害ボランティア等の活動支援

①災害ボランティアの活動支援

【指標】ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数

2. 物資の備蓄・供給体制の強化

(1) 災害救助用物資の備蓄促進

①災害救助用物資の計画的な備蓄と更新の実施

【指標】備蓄計画達成市町村数

②避難所等への備蓄の促進

【指標】避難所に備蓄している市町村数

②避難所等への備蓄の促進

【指標】備蓄している避難所数

テーマ4 消防力の強化

2. 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の確保

①消防団員の加入促進

【指標】消防団条例定数充足率

①機能別、女性・学生団員の確保

【指標】機能別消防団等導入済み市町村数

②消防団協力事業所の認定促進

【指標】消防団協力事業所数

(2) 消防団の技術力の向上と安全確保

②津波災害時の団員の安全確保

【指標】消防団活動・安全管理マニュアル策定済み市町村数

テーマ1 災害に強いまちづくり

1. インフラの長寿化の推進

(1) 公共施設の長寿命化の推進

①公共施設の計画的な維持管理・更新の実施

【指標】公共施設等総合管理計画策定市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市		○				
能代市		○				
横手市	○					
大館市		○				
男鹿市		○				
湯沢市		○				
鹿角市	○					
由利本荘市		○				
潟上市		○				
大仙市		○				
北秋田市		○				
にかほ市	○					
仙北市		○				
小坂町		○				
上小阿仁村		○				
藤里町		○				
三種町		○				
八峰町		○				
五城目町		○				
八郎潟町		○				
井川町		○				
大潟村		○				
美郷町		○				
羽後町		○				
東成瀬村		○				
合計	3	22	0	0	0	0
累計	3	25	25	25	25	25

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

1. 県市町村の災害対応力の強化

(3) 災害発生時の業務継続体制の構築

① B C P 業務継続計画の策定

【指標】 B C P 策定市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市			○			
横手市			○			
大館市	○					
男鹿市			○			
湯沢市		○				
鹿角市		○				
由利本荘市	○					
潟上市			○			
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市			○			
仙北市	○					
小坂町				○		
上小阿仁村						○
藤里町		○				
三種町						○
八峰町	○					
五城目町		○				
八郎潟町						○
井川町						○
大潟村	○					
美郷町	○					
羽後町						○
東成瀬村						○
合計	9	4	5	1	0	6
累計	9	13	18	19	19	25

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(1) 多様な情報収集・伝達手段の確保

①防災行政無線、登録制メール等の活用

【指標】複数の情報伝達手段を整備している市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	□	□	□	□	□	□
能代市	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
横手市	◎(雄物川、大森、山内、大雄) □◇					
大館市	□	□	□	□	□	□
男鹿市	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
湯沢市	◎(皆瀬) □○					
鹿角市	□◇	□◇○	□◇○	□◇○	□◇○	□◇○
由利本荘市	◎(沿岸) ●△□	◎●△□	◎●△□	◎●△□	◎●△□	◎●△□
潟上市	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
大仙市	◎(仙北) □◇					
北秋田市	◎(合川、森吉、阿仁) □					
にかほ市	◎●□	◎●□	◎●□	◎●□	◎●□	◎●□
仙北市	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
小坂町	□◇	□◇	□◇	□◇	□◇	□◇
上小阿仁村	◎●□	◎●□	◎●□	◎●□	◎●□	◎●□
藤里町	□	□○	□○	□○	□○	□○
三種町	◎	◎	◎	◎□	◎□	◎□
八峰町	◎	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
五城目町		□◇	□◇	□◇	□◇	□◇
八郎潟町	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
井川町	●	●	●	●	●	●
大潟村	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
美郷町	◎	◎◇	◎◇	◎◇	◎◇	◎◇
羽後町	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□	◎□
東成瀬村	◎	◎	◎	◎	◎	◎
合計	15	3	1	1	0	0
累計	15	18	19	20	20	20

※情報伝達手段は、防災行政無線（戸別受信機含む）◎、IP告知放送●、ケーブルテレビ△、登録制メール□、コミュニティFM（防災ラジオ）◇。

また、○は、新たな伝達手段の整備を検討しているものの具体的な整備機器が決定していないことを示している。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

①避難勧告等発令基準の設定・伝達手段の明確化

【指標】避難勧告等判断・伝達マニュアル策定市町村数

【土砂災害】

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市		○				
能代市	○					
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市		○				
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市		○				
小坂町		○				
上小阿仁村		○				
藤里町		○				
三種町		○				
八峰町	○					
五城目町		○				
八郎潟町		○				
井川町	○					
美郷町		○				
羽後町		○				
東成瀬村		○				
合計	12	12	0	0	0	0
累計	12	24	24	24	24	24

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

①避難勧告等発令基準の設定・伝達手段の明確化

【指標】避難勧告等判断・伝達マニュアル策定市町村数

【水害】

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市		○				
由利本荘市	○					
潟上市		○				
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市		○				
小坂町		○				
上小阿仁村		○				
藤里町		○				
三種町		○				
八峰町	○					
五城目町		○				
八郎潟町		○				
井川町	○					
大潟村						○
美郷町		○				
羽後町		○				
東成瀬村		○				
合計	12	12	0	0	0	1
累計	12	24	24	24	24	25

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

①避難勧告等発令基準の設定・伝達手段の明確化

【指標】避難勧告等判断・伝達マニュアル策定市町村数

【高潮災害】

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市		○				
能代市		○				
男鹿市	○					
由利本荘市		○				
潟上市		○				
にかほ市	○					
三種町		○				
八峰町	○					
合計	3	5	0	0	0	0
累計	3	8	8	8	8	8

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

③指定緊急避難場所の指定促進

【指標】指定緊急避難場所指定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市		○				
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町	○					
三種町	○					
八峰町	○					
五城目町	○					
八郎潟町	○					
井川町	○					
大潟村	○					
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村	○					
合計	24	1	0	0	0	0
累計	24	25	25	25	25	25

※○は指定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

③指定避難所の指定促進

【指標】指定避難所指定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市		○				
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町	○					
三種町	○					
八峰町	○					
五城目町	○					
八郎潟町	○					
井川町	○					
大潟村	○					
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村	○					
合計	24	1	0	0	0	0
累計	24	25	25	25	25	25

※○は指定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

④ハザードマップの作成（津波・水害・土砂災害）

【指標】ハザードマップ作成済み市町村数

【洪水】

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市						○
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市				○		
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市						○
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町	○					
三種町	○					
八峰町		○				
五城目町	○					
八郎潟町	○					
井川町	○					
大潟村						○
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村						○
合計	19	1	0	1	0	4
累計	19	20	20	21	21	25

※○は作成年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

④ハザードマップの作成（津波・水害・土砂災害）

【指標】ハザードマップ作成済み市町村数

【土砂災害】

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市		○				
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町	○					
三種町		○				
八峰町		○				
五城目町	○					
八郎潟町		○				
井川町	○					
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村						○
合計	19	4	1	0	0	1
累計	19	23	24	24	24	25

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

④ハザードマップの作成（津波・水害・土砂災害）

【指標】ハザードマップ作成済み市町村数

【津波】

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市		○				
男鹿市	○					
由利本荘市	○					
潟上市			○			
にかほ市	○					
三種町	○					
八峰町	○					
大潟村	○					
合計	7	1	1	0	0	0
累計	7	8	9	9	9	9

※○は県津波想定を踏まえたマップの作成年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(2) 住民の避難対策の強化

⑦津波避難計画の策定

【指標】津波避難計画策定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市		○				
能代市		○				
男鹿市		○				
由利本荘市		○				
潟上市			○			
にかほ市	○					
三種町		○				
八峰町	○					
合計	2	5	1	0	0	0
累計	2	7	8	8	8	8

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実

①災害時避難行動要支援者名簿の策定

【指標】災害時避難行動要支援者名簿作成済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町	○					
三種町	○					
八峰町	○					
五城目町	○					
八郎潟町	○					
井川町	○					
大潟村	○					
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村	○					
合計	25	0	0	0	0	0
累計	25	25	25	25	25	25

※○は作成年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実

①個別計画の策定

【指標】個別計画の策定着手市町村数、策定完了市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					◎
能代市	○					
横手市	○		◎			
大館市	○					
男鹿市	◎◎					
湯沢市	○					◎
鹿角市	○	◎				
由利本荘市	○		◎			
潟上市	○					
大仙市	◎◎					
北秋田市	○	◎				
にかほ市	◎◎					
仙北市		○	◎			
小坂町		○				
上小阿仁村		○				
藤里町	○	◎				
三種町	○	◎				
八峰町	◎◎					
五城目町		○	◎			
八郎潟町	○					
井川町	○	◎				
大潟村	○					◎
美郷町	○	◎				
羽後町	○			◎		
東成瀬村	○	◎				
合計	4	7	4	1	0	3
累計	4	11	15	16	16	19

※○は策定着手年度、◎は策定完了年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(3) 高齢者等要配慮者への避難支援の充実

②福祉避難所の指定、協定の締結

【指標】福祉避難所指定、協定締結済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○□					
能代市	○					
横手市	□					
大館市	○					
男鹿市	□					
湯沢市	○□					
鹿角市	○□					
由利本荘市	□					
潟上市	□					
大仙市	○□					
北秋田市	□					
にかほ市	○	□				
仙北市		□				
小坂町	○					
上小阿仁村	□					
藤里町	□					
三種町	○					
八峰町	○					
五城目町		□				
八郎潟町		○				
井川町	○	□				
大潟村	○					
美郷町	○					
羽後町						○
東成瀬村	○					
合計	21	3	0	0	0	1
累計	21	24	24	24	24	25

※○は指定年度を、□は協定締結年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(4) 避難所等における生活環境の整備

①避難所開設・運営マニュアルの策定

【指標】避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市			○			
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村			○			
藤里町	○					
三種町	○					
八峰町	○					
五城目町		○				
八郎潟町		○				
井川町		○				
大潟村						○
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村						○
合計	18	3	2	0	0	2
累計	18	21	23	23	23	25

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(4) 避難所等における生活環境の整備

②福祉避難所開設・運営マニュアルの策定

【指標】福祉避難所開設・運営マニュアル策定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市						○
横手市			○			
大館市		○				
男鹿市			○			
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市		○				
潟上市	○					
大仙市	○					
北秋田市		○				
にかほ市						○
仙北市			○			
小坂町			○			
上小阿仁村			○			
藤里町	○					
三種町		○				
八峰町	○					
五城目町		○				
八郎潟町			○			
井川町		○				
大潟村						○
美郷町	○					
羽後町						○
東成瀬村						○
合計	8	6	6	0	0	5
累計	8	14	20	20	20	25

※○は策定年度を示す。

テーマ2 災害対応力の強化

2. 災害時の避難体制の強化

(4) 避難所等における生活環境の整備

⑤ 遺体安置所の指定

【指標】 遺体安置所指定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市						○
能代市						○
横手市				○		
大館市				○		
男鹿市			○			
湯沢市		○				
鹿角市						
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市						○
北秋田市		○				
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町		○				
上小阿仁村	○					
藤里町	○					
三種町				○		
八峰町		○				
五城目町	○					
八郎潟町						○
井川町	○					
大潟村	○					
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村						○
合計	11	4	1	3	0	5
累計	11	15	16	19	19	24

※○は指定年度を示す。

テーマ3 地域防災力の強化

1. 自助・共助による防災活動の促進

(1) 自主防災組織の充実・強化等

① 自主防災アドバイザー派遣事業の実施等

【指標】 自主防災組織の組織率

市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	72.5%	74.9%	76.8%	78.7%	80.6%	82.5%
能代市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
横手市	64.9%	67.0%	69.0%	71.0%	73.0%	75.0%
大館市	96.5%	97.2%	97.8%	98.5%	99.1%	100.0%
男鹿市	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
湯沢市	5.3%	13.8%	19.3%	24.9%	30.4%	35.9%
鹿角市	52.2%	53.3%	54.0%	57.8%	61.5%	65.3%
由利本荘市	88.5%	88.9%	89.2%	89.6%	89.9%	90.2%
潟上市	35.5%	41.3%	48.8%	52.6%	60.1%	67.6%
大仙市	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
北秋田市	24.6%	31.7%	39.0%	46.4%	54.0%	61.6%
にかほ市	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%	95.3%	95.4%
仙北市	23.2%	33.8%	44.4%	55.0%	65.6%	76.2%
小坂町	36.0%	42.0%	48.0%	54.0%	60.0%	66.0%
上小阿仁村	83.5%	83.6%	92.9%	93.0%	99.7%	99.8%
藤里町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
三種町	67.0%	69.7%	71.3%	75.7%	79.2%	81.8%
八峰町	17.2%	34.6%	53.2%	68.9%	74.4%	83.5%
五城目町	0.7%	28.6%	57.1%	71.4%	85.7%	100.0%
八郎潟町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
井川町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大潟村	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
美郷町	93.9%	93.9%	93.9%	93.9%	93.9%	93.9%
羽後町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
東成瀬村	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
県平均(加重)	70.5%	74.6%	77.0%	79.3%	81.6%	83.9%

テーマ3 地域防災力の強化

1. 自助・共助による防災活動の促進

(2) 住民等による防災対策の促進

③住宅の防火対策（火災警報器）の促進

【指標】住宅用火災警報器の設置率

消防本部名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市消防本部	83.9%	85.1%	86.3%	87.6%	88.8%	90.0%
横手市消防本部	65.0%	68.0%	71.0%	74.0%	77.0%	80.0%
大館市消防本部	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	86.0%
由利本荘市消防本部	78.3%	79.4%	80.7%	82.0%	83.4%	85.0%
北秋田市消防本部	87.0%	90.0%	92.5%	95.0%	97.5%	100.0%
にかほ市消防本部	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
五城目町消防本部	76.7%	78.0%	79.0%	80.0%	82.0%	85.0%
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	74.7%	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%
能代山本広域市町村圏組合消防本部	90.0%	90.9%	91.0%	91.1%	91.2%	91.3%
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	72.8%	78.1%	82.2%	84.2%	86.3%	88.4%
鹿角広域行政組合消防本部	74.2%	75.2%	76.2%	77.2%	78.2%	80.0%
男鹿地区消防一部事務組合消防本部	64.3%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%	85.0%
湖東地区行政一部事務組合消防本部	83.7%	84.8%	85.9%	87.0%	88.0%	89.0%
県平均（加重）	78.9%	80.9%	82.6%	84.2%	85.7%	87.4%

テーマ3 地域防災力の強化

1. 自助・共助による防災活動の促進

(3) 災害ボランティア等の活動支援

① 災害ボランティアの活動支援

【指標】 ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市		○				
横手市	○					
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市	○					
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市		○				
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町			○			
三種町	○					
八峰町		○				
五城目町	○					
八郎潟町						○
井川町						○
大潟村						○
美郷町	○					
羽後町	○					
東成瀬村		○				
合計	17	4	1	0	0	3
累計	17	21	22	22	22	25

※○は策定年度を示す。

テーマ3 地域防災力の強化

2. 物資の備蓄・供給体制の強化

(1) 災害救助用物資の備蓄促進

① 災害救助用物資の計画的な備蓄と更新の実施

【指標】備蓄計画達成市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市				○	⇒	⇒
能代市	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
横手市				○	⇒	⇒
大館市		○	⇒	⇒	⇒	⇒
男鹿市		○	⇒	⇒	⇒	⇒
湯沢市				○	⇒	⇒
鹿角市	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
由利本荘市		○	⇒	⇒	⇒	⇒
潟上市				○	⇒	⇒
大仙市			○	⇒	⇒	⇒
北秋田市	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
にかほ市				○	⇒	⇒
仙北市				○	⇒	⇒
小坂町			○	⇒	⇒	⇒
上小阿仁村				○	⇒	⇒
藤里町		○	⇒	⇒	⇒	⇒
三種町		○	⇒	⇒	⇒	⇒
八峰町	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
五城目町				○	⇒	⇒
八郎潟町	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
井川町			○	⇒	⇒	⇒
大潟村		○	⇒	⇒	⇒	⇒
美郷町	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
羽後町				○	⇒	⇒
東成瀬村				○	⇒	⇒
合計	6	6	3	10	0	0
累計	6	12	15	25	25	25

※○は備蓄目標達成年度を示す。また、⇒は、備蓄品の更新が適切になされ、備蓄目標量が維持されることを示す。

テーマ3 地域防災力の強化

2. 物資の備蓄・供給体制の強化

(1) 災害救助用物資の備蓄促進

② 避難所等への備蓄の促進

【指標】 避難所に備蓄している市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
横手市			○			
大館市	○					
男鹿市	○					
湯沢市		○				
鹿角市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
大仙市	○					
北秋田市	○					
にかほ市	○					
仙北市	○					
小坂町	○					
上小阿仁村	○					
藤里町		○				
三種町				○		
八峰町	○					
五城目町	○					
八郎潟町						
井川町	○					
大潟村						○
美郷町	○					
羽後町						
東成瀬村	○					
合計	18	2	1	1	0	1
累計	18	20	21	22	22	23

※○は指定避難所に共同備蓄品の備蓄を行った年度を示す。

テーマ3 地域防災力の強化

2. 物資の備蓄・供給体制の強化

(1) 災害救助用物資の備蓄促進

② 避難所等への備蓄の促進

【指標】 備蓄している避難所数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	13	13	13	13	13	13
能代市	19	19	19	19	19	19
横手市			1	1	1	1
大館市	12	12	12	12	12	12
男鹿市	2	3	3	3	3	3
湯沢市		5	10	15	20	25
鹿角市	1	2	3	4	5	8
由利本荘市	9	40	67	67	67	67
潟上市	1	3	4	5	6	6
大仙市	2	2	2	2	2	2
北秋田市	18	30	30	30	30	30
にかほ市	3	6	9	12	15	18
仙北市	1	1	1	1	1	1
小坂町	1	3	6	6	6	6
上小阿仁村	1	1	1	1	1	1
藤里町		7	7	7	7	7
三種町				7	7	7
八峰町	5	7	7	7	7	7
五城目町	13	13	15	18	21	24
八郎潟町	0	0	0	0	0	0
井川町	1	1	7	40	40	40
大潟村						4
美郷町	3	4	4	4	4	4
羽後町						
東成瀬村	3	4	4	4	4	4
合計	108	176	225	278	291	309

※共同備蓄品目のいずれかを備蓄している指定避難所数を示す。

テーマ4 災害に強いまちづくり

2. 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の確保

① 消防団への加入促進

【指標】 消防団条例定数充足率

市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	91.2%	92.1%	93.6%	95.5%	97.9%	100.0%
能代市	83.9%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%	93.8%
横手市	92.0%	92.7%	93.2%	93.8%	94.4%	95.0%
大館市	87.9%	89.5%	91.8%	93.5%	94.8%	95.3%
男鹿市	89.4%	91.5%	92.7%	93.9%	95.1%	95.1%
湯沢市	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%	95.7%
鹿角市	52.2%	53.3%	54.0%	57.8%	61.5%	65.3%
由利本荘市	92.3%	93.2%	94.3%	95.4%	96.6%	97.7%
潟上市	95.3%	95.7%	96.1%	96.5%	96.9%	97.2%
大仙市	78.0%	94.7%	96.1%	97.5%	98.9%	100.0%
北秋田市	86.6%	87.9%	88.5%	90.8%	93.1%	95.4%
にかほ市	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
仙北市	75.7%	76.3%	76.4%	95.1%	95.0%	95.0%
小坂町	94.1%	94.1%	97.1%	97.1%	100.0%	100.0%
上小阿仁村	75.0%	79.2%	83.3%	87.5%	91.7%	95.8%
藤里町	96.8%	96.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
三種町	90.7%	91.7%	92.7%	93.7%	94.7%	95.7%
八峰町	87.2%	91.5%	92.2%	92.9%	93.6%	94.3%
五城目町	75.7%	78.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
八郎潟町	92.9%	94.1%	95.3%	96.5%	97.6%	98.8%
井川町	84.8%	86.2%	93.3%	94.1%	94.8%	95.6%
大潟村	90.4%	92.3%	94.2%	96.2%	98.1%	100.0%
美郷町	82.4%	82.4%	82.4%	82.4%	82.4%	94.9%
羽後町	87.1%	88.7%	90.3%	91.4%	93.2%	95.1%
東成瀬村	83.0%	85.0%	87.5%	90.0%	92.5%	95.0%
県平均(加重)	89.0%	91.8%	93.0%	94.8%	95.7%	96.8%

テーマ4 消防力の強化

2. 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の確保

①機能別、女性・学生団員の確保

【指標】機能別消防団等導入済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○○□	○○□	○○□	○○□	○○□	○○□
能代市	○○□	○○□	○○□	○○□	○○□	○○□
横手市	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■
大館市	○○□	○○□	○○□	○○□	○○□	○○□
男鹿市	◎	◎□	○○□	○○□	○○□	○○□
湯沢市	◎	◎	◎	◎	◎	◎
鹿角市	○○	○○■	○○■	○○■	○○■	○○■
由利本荘市	○○□■	○○□■	○○□■	○○□■	○○□■	○○□■
潟上市	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■
大仙市	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■
北秋田市	◎	◎	◎	◎	◎	◎
にかほ市	○○□■	○○□■	○○□■	○○□■	○○□■	○○□■
仙北市	○○	○○	○○	○○	○○	○○
小坂町	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■	◎■
上小阿仁村						◎
藤里町			■	■	■	■
三種町	○○■	○○■	○○■	○○■	○○■	○○■
八峰町	◎	◎○	◎○	◎○	◎○	◎○
五城目町	◎□■	◎□■	◎□■○	◎□■○	◎□■○	◎□■○
八郎潟町	■	■	■	■	■	■
井川町			■	■○	■○	■○
大潟村	■	■	■	■	■	■○○□
美郷町						○
羽後町						
東成瀬村						◎
合計	19	0	2	0	0	3
累計	19	19	21	21	21	24

※○は機能別団員、◎は女性団員、□は学生団員、■は勤務地団員の制度導入年度を示す。

テーマ4 消防力の強化

2. 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の確保

②消防団協力事業所の認定促進

【指標】消防団協力事業所数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	84	85	87	88	90	91
能代市	18	18	18	19	19	20
横手市	55	56	57	58	59	60
大館市	11	13	15	17	19	21
男鹿市	28	29	30	31	32	33
湯沢市	14	14	15	15	16	16
鹿角市	14	15	16	17	18	19
由利本荘市	34	36	38	40	42	44
潟上市	3	4	4	5	5	6
大仙市	33	34	35	36	37	38
北秋田市	5	6	7	8	9	10
にかほ市	18	18	19	19	20	20
仙北市	12	13	14	15	16	17
小坂町	3	3	3	3	3	3
上小阿仁村	0	1	1	1	1	1
藤里町		2	2	2	2	2
三種町	9	9	10	10	11	11
八峰町						
五城目町	2	2	2	2	2	2
八郎潟町	1	1	1	1	1	2
井川町	0	1	1	2	2	3
大潟村						3
美郷町	4	4	5	5	5	5
羽後町	4	4	4	4	4	4
東成瀬村	0	1	1	2	2	3
合計	352	369	385	400	415	434

※数値は各年度の事業所数を示す。

テーマ4 消防力の強化

2. 消防団の充実・強化

(2) 消防団の技術力の向上と安全確保

②津波災害時の団員の安全確保

【指標】消防団活動・安全管理マニュアル策定済み市町村数

市町村名	～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秋田市	○					
能代市	○					
男鹿市	○					
由利本荘市	○					
潟上市	○					
にかほ市	○					
三種町	○					
八峰町	○					
合計	8	0	0	0	0	0
累計	8	8	8	8	8	8

※○は策定年度を示す。

テーマ1 災害に強いまちづくり

基本目標	施策	取組・事業	地域防災計画記載箇所	取組の主体	県の担当課	指標	定量目標設定
1. インフラの長寿命化の推進	(1) 公共施設の老朽化対策の推進	① 公共施設の計画的な維持管理・更新の実施	2-1-15 公共施設災害予防計画	県・市町村	財産活用課 市町村課	公共施設等総合管理計画策定市町村数	○
	(2) 建築物等の耐震化の推進	① 耐震改修促進計画の策定 ① 住宅の耐震改修の促進 ② 多数の住民が利用する建築物の耐震改修の促進 ③ 避難所として使用する学校等の耐震改修の促進 ④ 地域中核病院の耐震改修の促進	3-2-4 建築物災害予防計画 3-2-4 建築物災害予防計画 3-2-4 建築物災害予防計画 3-2-4 建築物災害予防計画 3-2-4 建築物災害予防計画	県・市町村 県・市町村 県・市町村 県・市町村 県・市町村	建築住宅課 建築住宅課 "	耐震改修促進計画策定市町村数 住宅の耐震化率 特定建築物の耐震化率 学校の耐震化率	○ ○ ○ ○
2. 建築物等の耐震化の推進	(1) 計画的な耐震改修の実施	① 緊急輸送道路の耐震化の推進 ② 河川管理施設の耐震化の推進	3-2-5 公共施設災害予防計画 3-2-5 公共施設災害予防計画	県	道路課 河川砂防課	構築長寿命化対策実施割合(耐震補強含む)	○ ○
	(2) 上・下水道の耐震化の促進	① 上水道の施設の耐震化の促進 ② 流域下水道施設の耐震化の実施	3-2-5 公共施設災害予防計画 3-2-5 公共施設災害予防計画	県・市町村	生活衛生課 下水道課	流域下水道施設の耐震化率	○
3. ライフライン等の耐震化の推進	(4) 港湾・漁港施設等の耐震化の推進	① 港湾整備、避難対策施設の整備事業の実施 ② 漁港施設の老朽化・耐震化事業の実施	3-2-5 公共施設災害予防計画 3-2-5 公共施設災害予防計画	県	港湾空港課 水産漁港課	耐震強化岸壁(港湾)数 耐震化事業実施漁港数	○ ○
	(1) 土砂災害防止対策の推進	① 土石流、急傾斜地崩壊対策事業の実施 ① 河川改修事業の推進	2-1-14 土砂災害予防計画 2-1-9 水害予防計画	県	河川砂防課 "	対策工事の積成率 河川整備率	○ ○
4. 災害に備えたまちづくり	(2) 河川改修・治山対策の推進	② 山地災害、地滑り、山腹崩壊防止対策の実施	2-1-14 土砂災害予防計画	県	森林整備課	対策工事整備率	○
	(3) 農地防災対策の推進	① 農村地域防災減災事業の推進	2-1-9 水害予防計画	県	農地整備課	老朽化した農業用ため池等の整備地区数	○
5. 雪に強いまちづくり	(4) 海岸保全施設の整備促進	① 高潮対策、侵食対策事業の実施	2-1-10 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画	県	河川砂防課、水産漁港課	海岸保全対策事業実施件数等	○
	(5) 停電時の道路交通の確保	① 停電時における交通信号機減灯対策の推進 ① 市町村との連携による効率的な除雪の実施	2-1-27 大規模停電対策計画 2-1-17 雪害予防計画	県	警察本部交通規制課 道路課	電池式信号機電源付加装置の設置累計数	○ ○
5. 雪に強いまちづくり	(1) 道路等の雪害防止対策の推進	② 雪前防止柵等雪害防止対策の実施 ③ 道路標識の大型化 ④ 雪害防止型信号機の整備	2-1-17 雪害予防計画 2-1-17 雪害予防計画 2-1-17 雪害予防計画	県	" 道路課	県管理道路の雪前対策累計施設延長 県管理道路の大型道路標識の累計基数 雪害防止型車両用交通信号機標識数	○ ○ ○
	(2) 住宅の克雪化の推進	① 克雪化住宅の普及促進 ② 雪下ろし事故防止対策の推進	2-1-17 雪害予防計画 2-1-17 雪害予防計画	県	建築住宅課 地域活力創造課、総合防災課	克雪化リフォーム実施件数	○
(3) 空き家対策の強化	① 市町村による空き家対策の推進	① 市町村による空き家対策の推進	2-1-17 雪害予防計画	県・市町村	地域活力創造課	地域活力創造課	

テーマ2 災害対応力の強化

基本目標	施策	取組・事業	地域防災計画記載箇所	取組の主体	県の担当課	指標	定量目標設定		
1. 県・市町村の災害対応力の強化	(1) 県・市町村職員の災害対応力の強化 (2) 防災・危機対応訓練の実効性の確保 (3) 災害発生時の業務継続体制の構築 (1) 多様な情報収集・伝達手段の確保	① 県・市町村職員災害対応業務研修の実施	2-1-1 防災知識の普及計画	県	総合防災課				
		② 市町村長危機管理セミナーの実施	2-1-1 防災知識の普及計画	県	"				
		① 県民防災の日訓練の実施	2-1-3 防災訓練計画	県	"				
		① BOP業務継続計画の策定	3-2-9 行政機能の維持・確保計画	市町村	BOP策定市町村数	〇			
		① 防災行政業務、登録制メール等の活用	2-1-4 災害情報の収集・伝達計画	県・市町村	伝達手段を2以上整備している市町村数	〇			
		② Lアラートを活用した情報収集・発信	2-1-4 災害情報の収集・伝達計画	県・市町村	総合防災課、情報企画課				
		① 避難勧告等発令標準の秘定・伝達手段の明確化	2-1-5 避難計画	県・市町村	発令判断・伝達マニュアル策定市町村数	〇			
		② 土砂災害警戒区域等の指定促進	2-1-14 土砂災害予防計画	県	土砂災害警戒区域指定率	〇			
		③ 緊急避難場所、避難所の指定促進	2-1-5 避難計画	市町村	指定済み市町村数	〇			
		④ ハザードマップの作成(津波・水害・土砂災害)	2-1-5 避難計画	県・市町村	作成済み市町村数	〇			
2. 災害時の避難体制の強化	(2) 住民の避難対策の強化	⑤ ハザードマップの作成(ため池)	2-1-5 避難計画	市町村	ため池ハザードマップの整備率	〇			
		⑥ 危険箇所、避難場所等と避難路の住民周知	2-1-5 避難計画	市町村	危険箇所等を把握している県民の割合	〇			
		⑦ 津波避難計画の策定	4-2-2 避難体制整備計画	市町村	計画策定済み市町村数	〇			
		① 災害時避難行動要支援者名簿、個別計画の策定	2-1-24 災害時要支援者支援計画	市町村	名簿・個別計画策定市町村数	〇			
		② 福祉避難所の指定、協定の締結	2-1-24 災害時要支援者支援計画	市町村	指定・協定済み市町村数	〇			
		① 避難所開設・運営マニュアルの策定	2-1-5 避難計画	市町村	避難所マニュアル策定済み市町村数	〇			
		② 福祉避難所開設・運営マニュアルの策定	2-1-5 避難計画	市町村	福祉避難所マニュアル策定済み市町村数	〇			
		③ 避難所への非常用電源の確保等	2-1-5 避難計画	市町村					
		④ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	2-1-27 大規模停電対策計画	市町村					
		⑤ 遺体安置所の指定	2-1-5 避難計画	市町村	遺体安置所指定済み市町村数	〇			
3. 広域応援・支援体制の強化	(1) 広域防災拠点の整備等 (2) 広域応援体制の整備	① 広域防災拠点の整備	2-1-6 広域防災拠点整備計画	県	総合防災課				
		② 後方支援体制の整備	2-1-6 広域防災拠点整備計画	県・関係市	"				
		③ 二次物資集積拠点の指定	2-1-6 広域防災拠点整備計画	市町村	"				
		① 緊急消防援助隊の計画的な整備	2-2-2 広域応援計画	県・市町村	緊急消防援助隊の登録数	〇			
		① 災害拠点病院への災害派遣医療チームの配置	2-1-23 医療救護計画	県	DMATチームを保有する災害拠点病院数	〇			
		② 災害医療コア・アキネーターの配置	2-1-23 医療救護計画	県	"				
		① 常用備蓄、流通備蓄の充実、供給の確保	2-1-23 医療救護計画	県	備蓄品目数	〇			
		① 噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成	5-2-6 火山災害調査研究及び監視観測の推進等	県・市町村	シナリオ、ハザードマップ作成済み火山数	〇			
		② 避難計画の策定と訓練の実施	5-2-6 火山災害調査研究及び監視観測の推進等	県・市町村	避難計画策定済み火山数	〇			
		4. 災害時医療・救急体制の整備	(1) 住民の警戒・避難体制の構築 (2) 登山客等の安全対策の強化	① 登山客等への情報の伝達体制の整備	5-2-3 防災情報の収集・伝達計画	県・市町村	"		
② 避難小屋の強化等	5-2-6 火山災害調査研究及び監視観測の推進等			県	自然保護課				
5. 火山防災対策の推進	(1) 県・市町村職員の災害対応力の強化 (2) 防災・危機対応訓練の実効性の確保 (3) 災害発生時の業務継続体制の構築 (1) 多様な情報収集・伝達手段の確保			① 県・市町村職員災害対応業務研修の実施	2-1-1 防災知識の普及計画	県	総合防災課		
				② 市町村長危機管理セミナーの実施	2-1-1 防災知識の普及計画	県	"		
				① 県民防災の日訓練の実施	2-1-3 防災訓練計画	県	"		
				① BOP業務継続計画の策定	3-2-9 行政機能の維持・確保計画	市町村	BOP策定市町村数	〇	
				① 防災行政業務、登録制メール等の活用	2-1-4 災害情報の収集・伝達計画	県・市町村	伝達手段を2以上整備している市町村数	〇	
				② Lアラートを活用した情報収集・発信	2-1-4 災害情報の収集・伝達計画	県・市町村	総合防災課、情報企画課		
				① 避難勧告等発令標準の秘定・伝達手段の明確化	2-1-5 避難計画	県・市町村	発令判断・伝達マニュアル策定市町村数	〇	
				② 土砂災害警戒区域等の指定促進	2-1-14 土砂災害予防計画	県	土砂災害警戒区域指定率	〇	
		③ 緊急避難場所、避難所の指定促進	2-1-5 避難計画	市町村	指定済み市町村数	〇			
		④ ハザードマップの作成(津波・水害・土砂災害)	2-1-5 避難計画	県・市町村	作成済み市町村数	〇			
5. 火山防災対策の推進	(2) 住民の避難対策の強化	⑤ ハザードマップの作成(ため池)	2-1-5 避難計画	市町村	ため池ハザードマップの整備率	〇			
		⑥ 危険箇所、避難場所等と避難路の住民周知	2-1-5 避難計画	市町村	危険箇所等を把握している県民の割合	〇			
		⑦ 津波避難計画の策定	4-2-2 避難体制整備計画	市町村	計画策定済み市町村数	〇			
		① 災害時避難行動要支援者名簿、個別計画の策定	2-1-24 災害時要支援者支援計画	市町村	名簿・個別計画策定市町村数	〇			
		② 福祉避難所の指定、協定の締結	2-1-24 災害時要支援者支援計画	市町村	指定・協定済み市町村数	〇			
		① 避難所開設・運営マニュアルの策定	2-1-5 避難計画	市町村	避難所マニュアル策定済み市町村数	〇			
		② 福祉避難所開設・運営マニュアルの策定	2-1-5 避難計画	市町村	福祉避難所マニュアル策定済み市町村数	〇			
		③ 避難所への非常用電源の確保等	2-1-5 避難計画	市町村					
		④ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	2-1-27 大規模停電対策計画	市町村					
		⑤ 遺体安置所の指定	2-1-5 避難計画	市町村	遺体安置所指定済み市町村数	〇			
6. 広域応援・支援体制の強化	(1) 広域防災拠点の整備等 (2) 広域応援体制の整備	① 広域防災拠点の整備	2-1-6 広域防災拠点整備計画	県	総合防災課				
		② 後方支援体制の整備	2-1-6 広域防災拠点整備計画	県・関係市	"				
		③ 二次物資集積拠点の指定	2-1-6 広域防災拠点整備計画	市町村	"				
		① 緊急消防援助隊の計画的な整備	2-2-2 広域応援計画	県・市町村	緊急消防援助隊の登録数	〇			
		① 災害拠点病院への災害派遣医療チームの配置	2-1-23 医療救護計画	県	DMATチームを保有する災害拠点病院数	〇			
		② 災害医療コア・アキネーターの配置	2-1-23 医療救護計画	県	"				
		① 常用備蓄、流通備蓄の充実、供給の確保	2-1-23 医療救護計画	県	備蓄品目数	〇			
		① 噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成	5-2-6 火山災害調査研究及び監視観測の推進等	県・市町村	シナリオ、ハザードマップ作成済み火山数	〇			
		② 避難計画の策定と訓練の実施	5-2-6 火山災害調査研究及び監視観測の推進等	県・市町村	避難計画策定済み火山数	〇			
		7. 災害時医療・救急体制の整備	(1) 住民の警戒・避難体制の構築 (2) 登山客等の安全対策の強化	① 登山客等への情報の伝達体制の整備	5-2-3 防災情報の収集・伝達計画	県・市町村	"		
② 避難小屋の強化等	5-2-6 火山災害調査研究及び監視観測の推進等			県	自然保護課				

テーマ3 地域防災力の強化

基本目標	施策	取組・事業	地域防災計画記載箇所	取組の主体	県の担当課	指 標	定量目標設定		
1. 自助・共助による防災活動の促進	(1) 自主防災組織等の充実・強化等	① 自主防災アドバイザー派遣事業の実施等	2-1-2 自主防災組織等の育成計画	県・市町村・住民	総合防災課	自主防災アドバイザーの派遣件数等	○		
		② 地域の防災・避難訓練の実施	2-1-2 自主防災組織等の育成計画	市町村・住民	〃	訓練に参加している県民の割合	○		
		③ 住民・自主防災組織による備蓄の促進	2-1-2 自主防災組織等の育成計画	市町村・住民	〃	備蓄している県民の割合	○		
		④ 家庭での防災対策の実施(家具固定等)	3-2-4 建築物災害予防計画	市町村・住民	〃	対策を講じている県民の割合	○		
		⑤ 住宅の防火対策(火災警報器)の促進	2-1-11 火災予防計画	市町村・住民	〃	住宅用火災警報器の設置率	○		
	(2) 住民等による防災対策の促進	④ 地震保険の制度の普及促進	6-4 被災者の生活支援計画	県・市町村・住民	〃	〃	〃	〃	
		⑤ 共助組織の立ち上げ支援	2-1-2 自主防災組織等の育成計画	県	地域活力創造課	共助組織数	〃	〃	
		(3) 災害ボランティア等の活動促進	① 災害ボランティアの活動支援	2-1-25 災害ボランティア活動支援計画	市町村	福祉政策課	ボランティア設置・運営マニュアル策定市町村数	〃	〃
			② 災害ボランティアコーディネーターの養成	2-1-25 災害ボランティア活動支援計画	県	福祉政策課	災害ボランティアコーディネーター数	〃	〃
			① 共同備蓄物資の計画的な整備と更新の実施	2-1-7 備蓄計画	県・市町村	総合防災課	備蓄計画達成市町村数	〃	〃
2. 物資の備蓄・供給体制の強化	(1) 災害救助用物資の備蓄促進	② 避難所等への備蓄の促進	2-1-7 備蓄計画	市町村	〃	避難所に備蓄している市町村数、避難所数	〃		
		① 民間事業者との物資調達・輸送協定の締結	2-2-14 救援物資の調達・輸送・供給計画	県・市町村	総合防災課	〃	〃		
		② 物資の調達・輸送の確保	2-2-14 救援物資の調達・輸送・供給計画	県・市町村	〃	〃	〃		
		① 多様な主体が参画する防災訓練の実施	2-1-3 防災訓練計画	県・市町村・住民	〃	〃	〃		
		② 冬期防災訓練の実施	2-1-3 防災訓練計画	県・市町村・住民	〃	〃	〃		
	(2) 防災学習の推進	① 防災学習館・地震体験車の活用	2-1-1 防災知識の普及計画	県	〃	〃	学習館入館者数・体験車利用者数	〃	
		② 学校における防災教育の充実	2-1-1 防災知識の普及計画	県・市町村	教育庁保健体育課	〃	〃	〃	

テーマ4 消防力の強化

基本目標	施策	取組・事業	地域防災計画記載箇所	取組の主体	県の担当課	指 標	定量目標設定
1. 常備消防力の充実・強化	(1) 消防設備の整備促進	① 消防施設の非常用電源、燃料の確保	2-1-11 火災予防計画	市町村	総合防災課	〃	〃
		② 高規格救急自動車の導入促進	2-1-11 火災予防計画	市町村	〃	救急車のうち高規格救急自動車の占める割合	〃
	(2) 消防防災航空隊の強化	① 消防防災ヘリコプターの更新	2-2-10 消防防災ヘリコプター活動計画	県	〃	〃	〃
		② ドクターヘリとの連携強化	2-2-10 消防防災ヘリコプター活動計画	県	〃	〃	〃
2. 消防団の充実・強化	(1) 消防団員の確保	① 消防団への加入促進	3-2-3 火災予防計画	県・市町村	〃	消防団員乗例定数充足率	〃
		② 消防団協力事業所の認定促進	3-2-3 火災予防計画	県・市町村	〃	機能別消防団員制度等導入市町村数	〃
	(2) 消防団の技術力の向上と安全確保	① 消防団における教育訓練の実施	3-2-3 火災予防計画	県	消防学校	消防団員の教育訓練受講者数	〃
		② 津波災害時の団員の安全確保	4-2-2 避難体制整備計画	市町村	総合防災課	消防団活動・安全管理マニュアル策定市町村数	〃

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく 津波浸水想定調査結果について

平成28年2月24日

総合防災課

1 前提条件

国が示した4断層に2断層を追加し、平成25年度に秋田県地震被害想定調査で設定した断層（海域ABC連動等）も考慮したうえで津波浸水シミュレーションを行い、専門家や行政機関関係者で構成する「秋田県津波浸水想定調査委員会」において、専門的見地から検討を加えて津波浸水想定を設定した。

2 結果の概要

市町名	地点名	最大津波高 (T. P. m)	最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
八峰町	八森	14.1	26	11 (11)
能代市	落合	11.6	28	11 (11)
三種町	釜谷	12.4	28	11 (11)
男鹿市	五里合	10.8	26	9 (9)
男鹿市	加茂青砂	9.8	15	3 (3)
潟上市	天王	11.6	33	23 (23)
秋田市	新屋町	13.5	36	11 (23)
由利本荘市	松ヶ崎	11.3	33	10 (20)
由利本荘市	石脇	10.8	31	9 (19)
にかほ市	小砂川	10.1	33	9 (18)

注1：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や河口等の地理的要因を踏まえて、秋田県地震被害想定調査時に定めた代表地点。

注2：最大波到達時間は、代表地点において最大津波高が生じるまでの時間。
(T. P. m) は東京湾平均海面からの高さ。

注3：影響開始時間は、地震直後の海面から±20cm変動が生じるまでの時間。
括弧書きの値は、+20cmの変動が生じる時間を示す。

3 今後について

県ホームページ等を通じて調査結果を広く県民に公表するとともに、地域防災計画を修正し、市町村と協力しながら、新たな津波浸水想定に基づいた津波ハザードマップ作成や津波避難計画の策定、避難訓練の実施など総合的な津波防災対策を推進する。

秋田県国土強靱化地域計画の策定について

平成 28 年 2 月 24 日

総 合 防 災 課

1 背景

- 平時から防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、継続的に実施することが必要との考えから、国では平成 25 年 12 月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「法」という。）」を施行し、26 年 6 月、同法に基づいて国土強靱化基本計画を閣議決定した。
- また、同法において、地方公共団体の責務等についても規定された。
 - ・ 法第 4 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、(略) 国との適切な役割分担を踏まえて、(略) 地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
 - ・ 法第 13 条（国土強靱化地域計画）

(略) 都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、(略) 定めることができる。

2 地域計画策定の考え方

- 最悪の事態を念頭に、過去の災害から得られた経験を最大限活用し、その評価・分析を行うことにより、効果的・効率的な対策につなげる。
- 本県の地理的特性や地域事情等に配慮するとともに、関係機関・民間等との連携や役割分担を調整しながら策定する。
- 本計画の推進に関しては、今後の社会経済情勢の変化や施策の推進状況等を考慮し、概ね 5 年ごとに見直しを行う。

3 策定スケジュール

- 平成 28 年度（予定）
 - 4 月～ 8 月 素案作成、有識者会議、関係機関との意見調整等
 - 9 月 県議会へ中間報告
 - 10 月～11 月 パブリックコメント、有識者会議
 - 12 月 県議会へ説明、計画決定

【参考】 国土強靱化について

1 国土強靱化計画の体系

- ① 国土強靱化基本計画
- ② 都道府県国土強靱化地域計画（上位の計画①を基本として策定）
- ③ 市町村国土強靱化地域計画（上位の計画①及び②を基本として策定）

2 国土強靱化の基本目標（国土強靱化基本計画より）

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 国土強靱化地域計画策定の手法

（国土強靱化地域計画策定ガイドラインより（内閣官房国土強靱化推進室作成））

- ① 地域を強靱化する上での目標の明確化
- ② リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
- ③ 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- ④ リスクへの対応方策の検討
- ⑤ 対応方策について重点化、優先順位付け